

**第3次つるが男女共同参画プラン**  
**令和2年度年次報告書**

**敦賀市企画政策部市民協働課**  
**男女共同参画室**

# 目 次

■ 令和2年度 施策の実施状況について	_____	1
■ 令和2年度 取組課一覧	_____	2
■ 年次報告書 概要と見方について	_____	3
■ 令和2年度 年次報告書	_____	4～60
・ 基本目標1 人権を尊重した男女共同参画の意識をつくる	.....	4
・ 基本目標2 男女共同参画のための生活環境を整える	.....	18
・ 基本目標3 男女共同参画のための仕事環境をつくる	.....	38
・ 基本目標4 男女共同参画の視点を取り入れた推進と進行管理の体制を構築する	.....	50

## 令和2年度 第3次つるが男女共同参画プランにおける施策の実施状況

### 基本目標1 人権を尊重した男女共同参画の意識をつくる

具体的 施策数	計画項目数	15	事業数	取組課
5	着手項目数	14	29 事業	9 課
	実施率	93%		

### 基本目標2 男女共同参画のための生活環境を整える

具体的 施策数	計画項目数	22	事業数	取組課
8	着手項目数	19	58 事業	17 課
	実施率	86%		

### 基本目標3 男女共同参画のための仕事環境をつくる

具体的 施策数	計画項目数	16	事業数	取組課
7	着手項目数	16	29 事業	6 課
	実施率	100%		

### 基本目標4 男女共同参画の視点を取り入れた推進と 進行管理の体制を構築する

具体的 施策数	計画項目数	18	事業数	取組課
7	着手項目数	18	23 事業	5 課
	実施率	100%		

### 合 計

具体的 施策数	計画項目数	71	事業数	取組課
27	着手項目数	67	139 事業	37 課
	実施率	94%		

## 第3次つるが男女共同参画プラン 取組課一覧

### 基本目標1 人権を尊重した男女共同参画の意識をつくる

市民協働課、三島会館、生涯学習課、健康推進課、長寿健康課、児童家庭課、学校教育課、図書館、観光交流課	9
--	---

### 基本目標2 男女共同参画のための生活環境を整える

市民協働課、健康推進課、児童家庭課(児童文化センター、子育て総合支援センター含む)、生涯学習課、学校教育課、長寿健康課、地域福祉課、住宅政策課、環境廃棄物対策課、総務課、危機管理対策課、図書館、商工貿易振興課、都市政策課、清掃センター	17
---	----

### 基本目標3 男女共同参画のための仕事環境をつくる

病院総務企画課、市民協働課、総務課、児童家庭課、商工貿易振興課、農林水産振興課	6
---	---

### 基本目標4 男女共同参画の視点を取り入れた推進と進行管理を構築する

市民協働課、児童家庭課、総務課、秘書広報課、情報管理課	5
-----------------------------	---

<b>計</b>	37 課
----------	------

# 年次報告書 概要と見方について

## つるが男女共同参画プラン

敦賀市において、男女共同参画社会を実現するための施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画です。第3次プランは、平成28年3月に策定され、計画期間を平成28年度から令和2年度までとしています。

## 令和2年度年次報告書

令和2年度の敦賀市における、男女共同参画の推進に関する行政の取組(市の施策・事業)の実施状況を明らかにした報告書です。

### ■年次報告書の見方

第3次つるが男女共同参画プランは、次の例示※1、※2、※3、※4のように、まず、4つの「基本目標」を定め、順次、「基本課題(1)～(16)」、「施策(1)～(27)」、「計画項目」と細分類化した上で、各「計画項目」毎に、「実績」「成果・課題」欄を設け、次のA・B・C・Dに基づき、担当課において評価し、次年度事業の方向性を示しております。

## ※1 基本目標 1 人権を尊重した男女共同参画の意識をつくる

男女共同参画社会とは、すべての人々が喜びや責任などを分かち合い、個性や能力を發揮できる社会です。

## ※2 基本課題 (1) お互いに人権を尊重しあい、暴力を根絶する社会をつくる

日頃からお互いの人権を尊重するためには、あらゆる場で人権尊重の意識を高める取り組みが求められます。

評価欄 A：男女共同参画の視点から見て、例年以上の大きな成果があった B：男女共同参画の視点から見て、例年並みの成果があった  
C：男女共同参画の視点から見てあまり成果がなかった D：男女共同参画の視点から見て成果がなかった  
※令和2年度、計画や準備を進めていたが新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった事業の評価はCとしている。

方向性欄 ↗：事業内容を充実させる →：事業内容を維持する ↘：事業内容を縮小する  
次年度欄 新：新規に取り組む 継：継続する 検：内容等を検討する 完：完了した 廃：廃止する

## ※3 施策1 日頃からその人らしさと能力を尊重する

計画項目	取り組みの概要	令和2年度			担当課	評価	
		実績	成果/課題	次年度			方向性
※4 ① 人権尊重に関する啓発を充実する	a 市民や男女共同参画推進員を対象に講座や研修会を開催し、人権尊重に関する啓発を充実します。	≪男女共同参画推進事業≫ ・男女共同参画講座の開催 4回 延べ150人参加 (男女共同参画推進講座、男女共同参画推進員研修会、デートDV防止講座、DV被害者支援専門研修会) ・男女共同参画啓発パネル展の開催(市役所)	市民、地域推進員、事業所推進員、市内中学生、市窓口業務担当者といった様々な対象向けに男女共同参画講座を開催し、人権尊重に関する啓発を充実した。 課題として、出前講座等人が集まっている所に向いて啓発をしていく取組みの必要性を感じる。	継	↗	市民協働課	B

## 第3次つるが男女共同参画プラン 具体的施策実施報告

### 基本目標1 人権を尊重した男女共同参画の意識をつくる

---

わたしたちが実現すべき男女共同参画社会とは、女性も男性も、すべての人々が喜びや責任などを分かち合い、個性や能力を発揮できる社会です。そこで、男女が個人として尊重され、多様な生き方を選択できるよう、人権尊重の意識啓発を推進します。

また、DVをはじめ、多様化しているあらゆる暴力を防止し、被害者への支援体制を整え、安心して暮らせるようにします。

さらに、個人の自由な生き方が選択できる、誰もが暮らしやすいまちづくりを実現し、地域の活性化に繋げていきます。

---

#### 男女共同参画審議会 評価コメント

- 様々な人権やジェンダー問題に対し、学校、教育を通じ意識の改革を行っていることは大変素晴らしく、今後も進めていかなければならない。
- お互いに人権を尊重しましょうと言うが、権利と義務はセットである。しかし、権利ばかりを主張し、他者の権利を尊重することや、権利に伴う義務については忘れてしまっているように見受けられるケースがあり、人権の濫用が懸念される。人権の理解についても考えていく必要がある。
- パートナーシップ制度を導入している自治体もあるが、市民対象講座でLGBTQをテーマとして開催されたように、まずはLGBTQの認知や理解を深めていく啓発活動から始めていただけるとよい。
- DV関連の相談業務においては、各機関と連携し、今後とも被害者に寄り添う支援・救済を継続していただきたい。

## 基本課題（1）お互いに人権を尊重しあい、暴力を根絶する社会をつくる

日頃からお互いの人権を尊重するためには、あらゆる場で人権尊重の意識を高める取り組みが求められます。本市では、人権尊重に関する啓発を充実させ、固定的な価値観にとらわれない行動を促進していきます。また、女性の人権に関わるものとしてリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（女性特有の健康と権利）等についての認識が広がるよう取り組みます。

暴力が主に女性や子ども、高齢者、障がい者などに向けられることや、身体的、精神的、経済的、社会的、性的など暴力の形態が多様化している背景を踏まえ、相談しやすい体制等を整備し、被害者への支援を充実させます。

特に、未成年者の間でも起こるデートDVについては、被害、加害の双方を防止するため、大学、高校、中学校における啓発を行います。

### 施策1 日頃からお互いの人権を尊重する

計画項目	取り組みの概要	令和2年度		担当課	評価		
		実績	成果/課題				
① 人権尊重に関する啓発を充実する	市民や男女共同参画推進員を対象に講座や研修会を開催し、人権尊重に関する啓発を充実します。	a ≪男女共同参画推進事業≫ ・男女共同参画推進講座(市民対象) 演題 「11人に1人のLGBTQ ～多様な性ってどういうこと?～」 講師 YouTuberかずえちゃん(藤原 和士)氏 日時 令和3年3月13日(土)14時00分～15時30分 場所 敦賀駅交流施設オルパーク2階 参加者 21名 内容 LGBTQの用語説明、講師の経験談より多様な性について学んだ。 ・地域推進員研修会 演題 「女性目線、ママ目線の防災 ～女性防災士からのワンポイントアドバイス～」 講師 防災ママかきつばた 代表 高木 香津恵氏 日時 令和3年2月9日(火)～3月26日(金) 方法 敦賀市YouTubeチャンネル 一般公開 視聴 209回 内容 女性目線、ママ目線の視点から防災、備蓄品について学んだ。 ・事業所推進員研修会 演題 「福井県の労働とジェンダー」 講師 仁愛大学人間学部コミュニケーション学科 准教授 織田 暁子氏 日時 令和3年3月8日(月)～3月19日(金) 方法 講師管理YouTubeチャンネル 限定公開 視聴 73回 内容 福井県の労働、特に女性労働の特徴や県内における嶺北・嶺南の地域差などについて学んだ。	市民対象講座では性の多様性をテーマとし、LGBTQについて知っていただく機会を設けた。地域推進研修会及び事業所推進員研修会では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集合研修ではなくYouTubeによるオンライン研修とした。 研修会では、様々な角度からテーマを設定し、人権啓発の機会となるよう取り組んだ。人権を尊重し性別に関わりなく活躍することを支援する講座を今後も開催していく。	継	→	市民協働課	B

① 人権尊重に関する啓発を充実する	b	人権週間にあわせて、啓発活動を実施します。	<p>《人権擁護啓発事業》</p> <p>当初、人権擁護委員、幼稚園児とともに街頭での啓発活動を行う予定であったが、コロナ禍に配慮し、中止とした。</p>	<p>平成28年度～令和元年度まで継続して実施しており、広く一般の人への人権啓発に有効であることから、次年度以降は人権週間にあわせて街頭啓発活動を行っていく予定である。</p> <p>なお、人権週間に合わせた街頭啓発活動とは別に、「人権の花」運動や市民向け人権講演会を実施した。</p>	継	→	三島会館	B
	c	深い認識と実践力を持った指導者を育成し、様々な人権問題の早期解決に向けて、日常生活の中に活かせる人権感覚を身につけるための教育啓発活動を一層推進します。	<p>《福井県人権教育指導者研修会》</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、録画配信形式で開催。本市からは、市職員、教育委員会職員、市議会議員、各種団体役員等62名が視聴した。</p>	<p>「多様性を受け止められる社会づくりのために」というテーマのもと、講師が活動してきた教職員研修、教育系イベント、子どもの居場所づくりアドバイザーの経験をもとに、人権教育、教育と福祉等、多岐にわたる話を伺った。参加者が各職場で啓発活動ができるかが課題。</p>	継	→	生涯学習課	B
② 固定的な価値観にとらわれず人権を尊重した行動をする	a	性別で役割分担を決めず、お互いにその価値観を尊重して行動しましょう。	<p>《市民の取り組み》</p> <p>・「男は仕事、女は家庭」に対して「そうは思わない」と思う市民の割合 令和元年度 62.5%</p> <p>(令和元年度敦賀市男女共同参画に関するアンケート調査より) 市民調査:市内に居住する満18歳以上の男女1,200人を無作為抽出(回収票数 454件、回収率 37.8%)</p>	<p>前回調査時(平成26年度)は「そうは思わない」が40.5%であり、今回の調査では20%以上の向上がみられ、「男は仕事、女は家庭」という既成概念の解消や意識の変化は進んでいるものと考えられる。</p>	—	—	—	—

<p>③ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(女性特有の健康と権利)等について学ぶ</p>	<p>市民や男女共同参画推進員を対象に講座や研修会を開催し、女性の健康と権利に関する認識や理解の向上を図ります。</p>	<p>《男女共同参画推進事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域推進員研修会 演題 「女性目線、ママ目線の防災 ～女性防災士からのワンポイントアドバイス～」 講師 防災ママかきつばた 代表 高木 香津恵 氏 日時 令和3年2月9日(火)～3月26日(金) 方法 敦賀市YouTubeチャンネル 一般公開 視聴 209回 内容 女性目線、ママ目線の視点から防災、備蓄品について学んだ。</li> <li>・DV防止講座 令和2年11月5日(木)に開催したが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため受講対象者を市職員に限定した。</li> <li>・DV被害者支援専門研修会 市職員などを対象としたワークショップ形式の研修を予定したが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため講座開催を中止した。</li> </ul>	<p>避難所や避難生活においては、女性の健康と権利が侵害される危険性が高く、女性の視点からの防災について考える機会を設けた。 令和元年度は避難生活をテーマとして開催し、災害時には高齢者・障がい者・子ども・女性などの弱者が被害に遭うリスクが高まる、という調査結果をもとに実際の災害事例から考える機会を設けた。 リプロダクティブ・ヘルス/ライツは重要な権利であり今後も継続して啓発に努めていく。</p>	<p>継</p>	<p>→</p>	<p>市民協働課</p>	<p>B</p>
<p></p>	<p>女性の健康の保持・増進を促し、女性が自己の健康管理を行えるよう、女性のライフステージに対応した課題について、健康教育、知識の普及・啓発、健康相談、保健指導を行い支援します。</p>	<p>《健康相談等事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来所相談や電話相談等、随時行った。</li> <li>・コロナ禍の影響で、乳がん集団検診を中止したため、乳房自己触診の啓発は実施することができなかった。</li> </ul>	<p>令和元年度までは、乳がん集団検診の機会を捉え、普及啓発等を実施できたが、コロナ禍の影響により普及啓発の機会が減少した。コロナ禍においても健康管理が継続できるよう、普及啓発等を工夫して実施していく。</p>	<p>継</p>	<p>→</p>	<p>健康推進課</p>	<p>B</p>

**【用語】リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)**

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、女性の人権の重要な一つ。いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。(内閣府男女共同参画局 用語集より抜粋)

施策2 あらゆる暴力を防止・根絶する

計画項目	取り組みの概要	令和2年度			担当課	評価	
		実 績	成果/課題	次年度 方向性			
① 多様化する暴力からの被害者保護・支援についての啓発を充実する	a DV被害者支援専門研修会及びデートDV防止講座を開催し、DVからの被害者保護・支援についての啓発を充実します。	<p>《男女共同参画推進事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV防止講座</li> <li>演 題 「DV被害者の自立促進のために～支援者に求められることは～」</li> <li>講 師 社会福祉法人 聖徳園 総合施設長 渡邊 一幸 氏</li> <li>日 時 令和2年11月5日(木)13時30分～15時00分</li> <li>場 所 敦賀市総合福祉センターあいあいプラザ2階 ふれあいホール</li> <li>参加者 34名 (1)敦賀市職員(住民基本台帳事務における支援対象者) (2)敦賀市公私立保育園及び幼稚園園長</li> <li>内 容 DV被害のため避難を余儀なくされる母子の現状を知り理解を深め、必要な支援について学んだ。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者支援専門研修会 被害者と関わる機会がある職員及び公私立保育園及び幼稚園園長を対象としたワークショップ形式の研修を予定したが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため講座開催を中止した。</li> </ul>	DV被害者と関わる機会がある職員などを対象に繰り返し研修を行い、DV被害の実情を広く知ることにより、DV被害者への理解を深め、DV被害者の早期発見や参加者の意識向上につなげることができた。	継	→	市民協働課	B
② 相談体制を充実し、被害者への支援を行う	a 男女共同参画に関する様々な相談に応じられる窓口の充実を図ります。また、複雑多様化する相談内容に対応するため、各相談機関との連携を密にし、相談体制を充実させ、被害者への支援を行います。	<p>《相談事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員2名</li> <li>・相談日 毎週月～金曜日、第2・第4土曜日 8時30分～17時15分 第1・第3金曜日 8時30分～20時00分</li> <li>相談総件数 125件(うちDV3件)</li> <li>・関係機関との連携を実施</li> <li>・DV被害者やDV家族の子どもたちと直接関わる可能性のある現場職員、窓口担当職員への講座を実施</li> <li>・相談窓口の周知広報を実施 市内各施設にポスター、相談カードを設置 (ポスター民間36ヶ所、公共41ヶ所、病院3ヶ所) (相談カード公共4ヶ所、民間4ヶ所)</li> <li>・成人式にて新成人への啓発チラシを配布</li> <li>・災害避難所における性暴力被害防止啓発ポスターの作成</li> </ul>	<p>複雑多様化する相談内容に対応するため、相談員間及び関係機関において連携を密にとり、相談者に寄り添った対応ができた。相談者が子どもと一緒に来所した際も、安心して相談できる環境を整えた。</p> <p>相談の主訴を限定せず、柔軟に対応を行った。</p> <p>災害時に備え、弱者が被害に遭うリスクが高まることを防止するため、女性や子どもに対する暴力などの予防に配慮した避難所の環境の整備の一環として、新たに性暴力被害防止啓発ポスターを作成し、関係機関へ配布した。</p>	継	→	市民協働課	B

③ 通報体制を確立し被害者を保護・救済する	a	<p>複雑多様化する相談内容に対応するため、各相談機関との連携を密にし、通報体制を確立します。</p>	<p>《相談事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二州健康福祉センター、敦賀警察署などと連携して実施</li> </ul>	<p>相談の内容に合わせて適切な関係機関を判断し、迅速な対応を行った。 今後もそれぞれの機関の役割を最大限発揮できるように、連携を密に行っていきたい。</p>	継	→	市民協働課	B
	b	<p>DV被害者を保護・救済するため、通報体制を確立し、関係部署の連携を図ります。</p>	<p>《関係部署の連携》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関の情報を収集し、必要に応じて二州健康福祉センター、警察署、市窓口などへの同行支援を行った。</li> </ul>	<p>連携強化によって、迅速な対応ができた。今後もより一層関係機関との連携を充実させたい。</p>	継	→	市民協働課	B
④ DVやデートDV、子どもや高齢者などへの暴力などを防止する	a	<p>DV被害者支援専門研修会及びデートDV防止講座を開催し、デートDVや子どもへの暴力などの被害防止や被害者保護・支援についての啓発を充実します。</p>	<p>《男女共同参画推進事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV防止講座 演 題 「DV被害者の自立促進のために～支援者に求められることは～」 講 師 社会福祉法人 聖徳園 総合施設長 渡邊 一幸 氏 日 時 令和2年11月5日(木)13時30分～15時00分 場 所 敦賀市総合福祉センターあいあいプラザ2階 ふれあいホール 参加者 34名 (1)敦賀市職員(住民基本台帳事務における支援対象者) (2)敦賀市公私立保育園及び幼稚園園長 内 容 DV被害のため避難を余儀なくされる母子の現状を知り理解を深め、必要な支援について学んだ。</li> <li>・DV被害者支援専門研修会 被害者と関わる機会がある職員及び公私立保育園及び幼稚園園長を対象としたワークショップ形式の研修を予定したが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため講座開催を中止した。</li> </ul>	<p>DV被害者が自立するためには継続的な支援及び支援者がDV被害者について理解することが必要であることを啓発した。 講師の事例に基づいた講演を聴くことにより、DV被害者についてより理解を深めることができた。</p>	継	→	市民協働課	B

<p>④ DVやデートDV、子どもや高齢者などへの暴力などを防止する</p> <p>b</p>	<p>複雑多様化する相談内容に対応するため、各相談機関との連携を密にし、相談業務の強化にあたります。特に、相談者又は関係機関からの情報により、二州健康福祉センター等と連携し、デートDVや子どもへの暴力など若年層の被害を防止します。</p>	<p>《相談事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者又は関係機関からの情報により、二州健康福祉センターなどと連携して実施</li> <li>・要保護児童対策地域協議会参加 3回</li> <li>・自立促進支援センターとの連携</li> <li>・他課からの依頼を受け同行訪問</li> </ul>	<p>DVの早期発見、被害防止のために、相談関係各課を対象に研修会を実施し、各機関の役割を再確認するとともに専門的な知識を深めることができた。</p>	<p>継</p>	<p>→</p>	<p>市民協働課</p>	<p>B</p>
<p>c</p>	<p>要保護児童の早期発見及び適切な保護、さらに、要支援児童等の適切な支援を行うため、要保護児童地域対策協議会の運営や児童虐待の予防、早期発見・対応のための啓発活動を行います。</p>	<p>《要保護児童対策地域協議会》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者会議 1回</li> <li>・実務者会議 11回</li> <li>・個別ケース検討会議 25回</li> <li>・児童虐待防止研修会 1回</li> </ul>	<p>実務者会議や個別ケース検討会議が円滑に運営されるよう各機関の代表者による代表者会議は感染症拡大防止のため、書面にて開催した。実務者会議や個別ケース検討会議において、関係機関で情報共有し、必要な支援内容や方向性を協議するとともに、役割分担、連携しながら継続的な支援を行った。 要保護児童対策地域協議会では、管理ケースの把握を行うとともに支援状況を関係機関で共有し、連携を図った。</p>	<p>継</p>	<p>→</p>	<p>児童家庭課</p>	<p>B</p>
<p>d</p>	<p>広報紙にて、虐待を予防するためにできることや虐待通告が義務であること等を周知するとともに、通報先を掲載します。</p>	<p>《児童虐待についての広報活動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報つるが掲載 1回</li> <li>・関係機関等での虐待防止啓発ポスター掲示</li> <li>・市役所市民ホール等での児童虐待に関する啓発資料展示</li> </ul>	<p>児童虐待防止月間(11月)に合わせ、広報つるが11月号に啓発記事を掲載。また、市役所市民ホール、オルパークにて横断幕、啓発パネル、啓発資料の展示を行い、市民への周知を図った。</p>	<p>継</p>	<p>→</p>	<p>児童家庭課</p>	<p>B</p>

④ DVやデートDV、子どもや高齢者などへの暴力などを防止する	e	家庭における適正な児童養育、児童福祉の向上のため相談体制の充実を図ります。	≪家庭児童相談室運営事業≫ ・児童虐待専門研修会を受講 ・保健師1名、臨床心理士2名、家庭児童相談員2名配置	児童虐待専門機関等での専門研修を受講し、専門知識の向上を図った。 令和3年度から相談体制の強化を目的とした、子ども家庭総合支援拠点を設置するため準備を行った。	継	→	児童家庭課	B
	追加	高齢者虐待への対応、関係機関の連携協力体制の整備、高齢者の権利擁護の推進を図ります。	≪高齢者権利擁護連絡協議会≫ ・代表者会議を2回開催  ≪高齢者虐待への対応≫ 対応実件数 59件  ≪高齢者虐待防止の啓発≫ 地域包括支援センターチラシにて普及啓発	地域包括支援センターが中心となり、関係機関と連携を密にし高齢者虐待への対応を行った。 協議会では、事例検討や高齢者の権利擁護に関して協議し、成年後見制度については研修会を開催したり、広報紙により制度の普及啓発に努めた。 今後も関係機関と連携を密にし、高齢者の権利侵害がないよう普及啓発に努め、高齢者の権利擁護の推進を行っていく。	継	→	長寿健康課	B

## 基本課題（２）人権尊重の教育を推進する

人権尊重の意識啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層において重要となります。  
 特に、子どもの頃からの取り組みが高い成果を得られるため、次代を担う子どもたちが、健やかに、そして個性と能力を発揮できるよう、学校などと連携していきます。  
 また、生涯学習の場においても人権尊重の啓発を進め、市民が人権尊重について学べる機会を充実させます。  
 さらに、「交流拠点都市 敦賀」として多様な価値観の人々と交流できる特性を活かし、国際交流の場を通じて人権尊重を推進します。

### 施策3 人権に関する教育を推進する

計画項目	取り組みの概要	令和2年度			担当課 評価		
		実績	成果/課題	次年度			方向性
① 人権を尊重した多様な教育を実施する	a	小中学校における人権教育推進計画に則り、一人一人の人権を尊重した教育を実施します。 ≪小中学校における人権を尊重した教育の実施≫ ・各小中学校において、令和2年度人権教育推進計画を策定し、人権教育目標、各教科における人権教育の取組、教職員の研修等の計画を定め、人権を尊重した教育を実施した。	道徳以外の教科においても人権に関する教育を実施することができた。 教職員の研修のほか、気がかりな児童・生徒について情報交換会を設けるなどして共通理解を持つことができるようになった。	継	→	学校教育課	B
	b	中学生、高校生、大学生といった若年層を対象に、デートDV防止等の人権尊重を啓発します。 ≪男女共同参画推進事業≫ ・敦賀市内中学校(5校)高校(3校)へデートDV防止、相談窓口案内、JKビジネス被害防止の啓発ポスターを配布 ・中学校からの依頼を受け、デートDV防止についての出前講座を開催 日 時 令和2年12月17日(木)9時30分～12時30分 40分の講座を3回実施 場 所 敦賀市内中学校 1校 参加者 延べ 200名	各学校へ啓発ポスターを配布することにより、若年層への啓発を行った。 令和2年度に依頼を受け実施したデートDV(若年層に対するDV)防止についての出前講座では、中学3年生約200名が参加し、アンケートでは、「自分自身がデートDVをしないようにしようと思った」や「相手を尊重し合うことが必要だと思った」との声もあり、デートDVとは、デートDVを防止するにはどうすればよいか、について啓発する貴重な機会となった。 若年層への啓発活動を行うためにも、今後も学校との連携が重要である。	継	→	市民協働課	A

② 教職員・児童・生徒の悩み相談等を充実する	a	様々な環境的要因により学校生活に不応を起している児童・生徒及び保護者との関わりを持ち、環境改善をするためのスクールソーシャルワーカーを配置します。	<p>《ソーシャルワーカー配置事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な環境的要因により学校生活に不応を起している児童・生徒及び保護者との環境改善を図るため、スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携を行った。</li> <li>配置人数2名、市内小中学校等への訪問件数 322回</li> </ul>	各校を定期訪問し、教員等から直接、初期の段階で気がかりな児童・生徒の情報を把握することができた。初期の段階から気がかりな児童・生徒の情報を把握し、その後の解決あるいは未然防止において迅速かつ適切な対応ができた。	継	→	学校教育課	B
	b	市内の小中学校に在学する不登校の児童・生徒や保護者、その他特別な事情のある者に教育相談、訪問指導、適応指導等、不安解消に向けた相談を行います。	<p>《ハートフル・スクール管理運営事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーや指導員により、個別カウンセリング、集団指導等の適応指導及び自然体験や社会体験で自立性や意欲を高めるとともに、保護者への教育相談を行った。</li> <li>・いじめの早期発見、早期対応、未然防止等の対応を図るため、相談員を配置し、電話相談及び関係機関と連携した支援活動を行った。</li> <li>電話・メール相談 236件、面接相談 65件</li> </ul>	個別カウンセリング・集団指導等の適応指導で自立性や意欲を高めると共に、保護者への教育相談指導を行い、集団への適応力を培うことができた。学校と連携を図り、児童・生徒の不安解消に適応した相談事業を実施し、児童・生徒の不安解消の大きな助けとなった。	継	→	学校教育課	B
③ 個人の意思や個性を尊重した進路指導を行う	a	小中学校におけるキャリア教育を推進します。小学校では、様々な職業の見学や体験を通じ、働くことを意識したカリキュラムを設定します。中学校では、希望する職業を実際に体験する社会体験活動を実施し、自ら進路を考えるきっかけとします。	<p>《小中学校における進路指導等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、中学生の社会体験活動をはじめ、職業体験、見学を見送らざるを得なかった。</li> </ul>	コロナ禍という特殊な状況により、現場での社会体験活動を行うことは困難であった。今後は、新型コロナウイルスの感染状況を注視しつつ、職業体験、見学などの活動を継続して実施していく。	継	→	学校教育課	C
④ 子どもの頃からの男女共同参画の理解を推進する	a	中学生、高校生、大学生といった若年層を対象に、デートDV防止講座を開催し、男女共同参画の理解を推進します。	<p>《男女共同参画推進事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生が制作した啓発ポスターの展示</li> <li>制作 学校法人 敦賀気比高等学校</li> <li>場所 市役所 市民ギャラリー 敦賀駅交流施設オルパーク ギャラリー</li> <li>期間 「女性に対する暴力をなくす運動」期間 令和2年11月12日～11月17日(市役所) 令和2年11月18日～11月25日(オルパーク)</li> </ul>	DV及びデートDV被害防止を訴える啓発ポスターの制作を高校生に依頼し、市役所とオルパークにて展示を行った。制作した高校生からは、「ポスターをきっかけに被害者にも加害者にも知ってもらい、周りの人たちと寄り添い合って助け合いができるといいなと思った」とコメントがあった。令和元年度からは高校生に協力を依頼することで同世代の若者の関心を引く一助となり、デートDV(若年層に対するDV)の理解や意識啓発を図ることができた。また、新聞などのメディアにも取り上げられたことにより、従来以上に広く市民へ啓発することができた。	継	→	市民協働課	A

施策4 生涯学習などで人権尊重・平等の啓発を推進する

計画項目	取り組みの概要	令和2年度			担当課 評価		
		実績	成果/課題	次年度			方向性
① 男女平等などの考えを共有できる講座を開催する	市民や男女共同参画推進員等を対象に講座や研修会を開催し、男女共同参画推進のため、男女が同じ考えを共有できる講座を開催します。	<p>《男女共同参画推進事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進講座(市民対象) 演 題 「11人に1人のLGBTQ ～多様な性ってどういうこと?～」 講 師 YouTuberかずえちゃん(藤原 和士) 氏 日 時 令和3年3月13日(土)14時00分～15時30分 場 所 敦賀駅交流施設オルパーク2階 参加者 21名 内 容 LGBTQの用語説明、講師の経験談より多様な性について学んだ。</li> <li>・地域推進員研修会 演 題 「女性目線、ママ目線の防災 ～女性防災士からのワンポイントアドバイス～」 講 師 防災ママかきつばた 代表 高木 香津恵 氏 日 時 令和3年2月9日(火)～3月26日(金) 方 法 敦賀市YouTubeチャンネル 一般公開 視 聴 209回 内 容 女性目線、ママ目線の視点から防災、備蓄品について学んだ。</li> <li>・事業所推進員研修会 演 題 「福井県の労働とジェンダー」 講 師 仁愛大学人間学部コミュニケーション学科 准教授 織田 暁子 氏 日 時 令和3年3月8日(月)～3月19日(金) 方 法 講師管理YouTubeチャンネル 限定公開 視 聴 73回 内 容 福井県の労働、特に女性労働の特徴や県内における嶺北・嶺南の地域差などについて学んだ。</li> </ul>	<p>市民対象講座では性の多様性をテーマとして、性別は男性と女性以外にもあることを理解し、LGBTQについて知っていただく機会を設けた。地域推進研修会及び事業所推進員研修会では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集合研修ではなくYouTubeによるオンライン研修とした。</p> <p>地域推進員研修会では女性目線、ママ目線から防災について考え、災害時において女性が直面する課題などを男性にも啓発する機会となり、情報共有をすることができた。</p>	継	→	市民協働課	B

① 男女平等などの考えを共有できる講座を開催する	b	市民一人一人の人権意識を高揚し、認識を深めていただくために、生涯学習に関係する各施設(生涯学習課、図書館、少年自然の家、各公民館など)における指導的立場にある者、新採用職員等が参加し、講演とワークショップ(体験的参加学習)を行います。	《生涯学習センター職員人権研修会》 3月19日に生涯学習センターにて実施。生涯学習センター関係職員16名が参加。「コロナ禍における小中学校での人権教育について」のテーマで、感染者とその家族が受けている差別についてDVDを用いて講演を行った。	コロナ禍における差別の存在について、またその差別を解消することの重要性について、講師が実際に行った市内小中学校での授業の様子を伝えながら、コロナ差別も含めて、社会に存在する様々な問題を、自分たちの力で解決できることを共有した。	継	→	生涯学習課	B
	c	人権に関して指導的立場にあるものが、持つべき人権感覚の醸成と子どもの人権、同和問題等の知識普及の取り組みを図るため、講習会を開催します。	《敦賀市人権教育指導者研修会》 11月18日にプラザ萬象にて実施。教員、市職員、社会教育団体指導者など109名が参加。演台「人権・同和教育と啓発活動で学んだこと」について、講演会を開催した。	講師が歩んだ人生の中での出会いや人々との交流を通して、「人権・同和教育と啓発活動で学んだこと」などについて話を伺った。 この講演での話を、自分事として受け止め、今後の生活の中で自己の意識の変革にどのように取り組むことができるかが課題。	継	→	生涯学習課	B
② 多様な選択を可能にする教育、能力開発、学習機会を充実する	a	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画関係図書の閲覧及び貸出を実施します。	《男女共同参画関係図書の閲覧及び貸出》 ・男女共同参画関係図書の閲覧及び貸し出しを実施 令和2年度新刊 5冊購入 あなたの悩みにおこたえしましょう 信田 さよ子(朝日新聞出版) 外4冊  ・貸し出し図書についてホームページにてPRを実施  ・関連図書コーナーの設置 男女共同参画月間の啓発 期 間 令和2年6月3日～6月11日 場 所 市立図書館1階 ロビー DV被害防止啓発 期 間 令和2年10月30日～11月27日 場 所 市立図書館1階 ロビー	タイトルなどから手に取ってもらいやすい図書を購入し、男女共同参画を学ぶ機会を増やすことができた。 今年度は6月の「男女共同参画月間」にあわせ、市立図書館にて啓発図書コーナーの設置を新たに追加した。 また、令和元年度からは「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、令和2年度からは6月の「男女共同参画月間」にあわせ、啓発図書コーナーの設置を行ったことにより、幅広い層へ情報を提供する機会を設けることができた。	継	→	市民協働課	B

② 多様な選択を可能にする教育、能力開発、学習機会を充実する	b	生涯学習のまちづくりを推進するため、市民の多種多様な学習要求に応えるとともに、自主的で活発な学習活動が展開されるよう、学習機会の拡充と内容の充実を図ります。	≪主催事業の開催と自主学習の支援≫ 主催講座(韓国語、中国語、英会話、ペン字・筆ペン) 全75回 延べ1,134名参加(生涯学習センターにおいて開催) 自主学習教室 107教室 1,658名	市民に学習の場を提供するとともに、今後も継続して学習できるよう様々な講座を開講した。 主催講座は「きっかけづくり」の場として行うことを目的としているが、その次に自主的な活動へ発展することが少ないことが課題。	継	→	生涯学習課	B
	c	市民の学習、情報交換の拠点施設として、市民の要望に応えながら、十分な資料や情報を収集・提供します。 また、図書資料を計画的に整備し、きめ細かな蔵書の充実にも努めながら、市民の利用を促進します。	≪図書館・視聴覚ライブラリーの充実≫ ・図書館における厳選な選書、及び市民のリクエストによる図書やDVD・CDを購入し、一般書架へ配架するとともに、蔵書並びに視聴覚ライブラリーの充実を図った。  令和2年度 蔵書受入冊数 8,571冊(寄贈等含む) 令和2年度 DVD・CD受入本数 31本(寄贈等含む)	「生涯学習の知の拠点」として、利用者のニーズに対応した読書の環境づくりを図り、更に「まちづくりの拠点」としての機能を加えて、資料や情報を収集・提供した。 今後も、図書館資料を計画的に整備し、蔵書の充実を図っていくが、視聴覚資料の受入については見直しを行う。	検	↘	図書館	B
③ 国際交流の場で人権尊重を学ぶ機会をつくる	a	国際交流イベントの開催及び参加を通じて、異文化への理解を深める機会を創出し、多文化共生に向けた啓発を実施します。	≪国際交流団体活動支援事業≫ 「REINAN国際交流のつどい2020」新型コロナウイルスの影響により中止。	令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、国際交流イベントが中止となってしまったため、実績を上げることが出来なかった。5年間の総括としては、「REINAN国際交流のつどい」への参加・補助等により、地域住民と在在外国人間の相互理解と共生をより一層図れるような取り組みを実施することが出来た。今後は、現在の事業を継続するとともに、事業内容の充実を図る。	継	→	観光交流課	C

### 基本課題（3）個人の生き方や意思が尊重され活力ある地域社会をつくる

個人の生き方や考え方が多様化する中で、制度や慣行にとらわれず、自由な活動の選択肢が尊重される社会の実現が不可欠です。  
 しかし、結婚や出産により仕事を続けられない、また、仕事を続けるために結婚や出産が実現できないという困難が現実としてあり、地域の活力低下を招いています。  
 こうした、結婚や出産、就労における課題を解決し、個人が自らの意思で結婚や出産、就労ができるようになることで、誰もが暮らしやすいまちづくりを実現し、地域の活性化に繋げていきます。

#### 施策5 結婚や出産、就労における困難を取り除く

計画項目	取り組みの概要	令和2年度				担当課	評価
		実績	成果/課題	次年度	方向性		
① 結婚や出産、就労について、個人の意思を尊重し、地域活性化に繋げる	a 結婚や出産、就労を支援する団体・グループへの情報提供や必要とする支援を実施します。	<<市民協働・NPO等活動推進事業>> ・結婚相談事業に係るチラシを男女共同参画センター内及び市役所市民ホールに設置し、周知を行った。 また、毎月の広報つるが相談ごと欄に結婚相談事業の開催日を掲載した。	広く市民への周知に貢献した。	継	→	市民協働課	B

## 基本目標 2 男女共同参画のための生活環境を整える

生活面でのワーク・ライフ・バランスを実現するために、必要な環境づくりを行います。

ライフスタイルが多様化する中で、一人ひとりの個性と能力を十分発揮した生活を送るためには、家庭や地域といった生活環境においても、これまでの固定的な性別役割分担の意識にとらわれない考え方が重要です。

家庭においては、性別にとらわれない役割分担を行い、特に、家事や子育て、介護などと仕事との調和を図ります。

また、市民のボランティア活動等への参加意識が高まる中、地区コミュニティや市民活動等の主体的に活動する場で、男女共同参画を推進します。

### 男女共同参画審議会 評価コメント

- 令和元年度は女性区長が2名だったが、令和2年度に1名となった。女性参画について時間をかけて変わっていきけるとよい。
- 市民アンケートでは、町内会に女性の参加が増えているとあり、一層の女性参画が必要である。
- 男性の家事・育児支援講座のように場や機会を増やすことは、大変素晴らしい取り組みである。参加したい男性や考えを持っている若い方が増えていると感じる。若い人の教育に力を入れていただきたい。
- 地域推進員研修会において、防災ママの講座を実施しているが、YouTubeの利用がよかった。一般公開でありもっと市民に広報するため、婦人会等地区団体へも呼びかけるとよい。
- 若い世代への教育が大切であり、高校生による啓発活動を継続していただきたい。家事は男女区別なく行うものとして考え方を変えるためにも身近な問題点を捉えることが大切である。
- 高齢者の避難では隣近所の助け合いや避難できる体制づくりが大切であり、女性視点を取り入れるためにも女性区長が必要である。
- 男女共同参画と防災を考える場合、切り離して考えるのではなく、男女共同参画はすべてに関わることを考える。避難所において、防犯や着替え等、男性にはわかりにくいこともあり、男女のニーズの違いや双方の視点に配慮する必要がある。女性も参画し、女性の意見を反映できるようにしていきけるとよい。
- 家事など家庭の役割分担においては、育児・介護があつたりと各家庭により状況は異なっている。理解してくれるかどうか、状況を知る、気づくことが大事である。

基本課題（４）家庭における男女共同参画を進める

生活面でのワーク・ライフ・バランスを実現するために、家庭における固定的な性別役割分担の意識を解消し、お互いの意思を尊重するよう啓発を行います。

施策6 性別にとらわれない役割分担を行う

計画項目	取り組みの概要	令和2年度		担当課 評価			
		実 績	成果/課題			次年度	方向性
① ワーク・ライフ・バランスについて啓発を行う	男女共同参画推進員（事業所推進員）を対象に研修会を開催し、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行います。	≪男女共同参画推進事業≫ ・事業所推進員研修会 演 題 「福井県の労働とジェンダー」 講 師 仁愛大学人間学部コミュニケーション学科 准教授 織田 暁子 氏 日 時 令和3年3月8日（月）～3月19日（金） 方 法 講師管理YouTubeチャンネル 限定公開 視 聴 73回 内 容 福井県の労働、特に女性労働の特徴や県内における嶺北・嶺南の地域差などについて学んだ。	福井県の実情を知っていただき、福井県、特に敦賀市においてワーク・ライフ・バランスを実現していくためにはどうすればよいのか、を考えるきっかけとなる講座を開催した。 ワーク・ライフ・バランスは重要な課題であり、今後もワーク・ライフ・バランスを市内各事業所に推進していく必要がある。	継	→	市民協働課	B
② 家事や子育て、介護についての負担を性別に関係なく夫婦や家族で話し合っ決めて決める	家族や夫婦でよく話し合い、家事を分担しましょう。	≪市民の取り組み≫ ・「炊事・掃除・洗濯」※ 令和元年度 主に夫 2.2% 主に妻 84.6% 夫と妻が同程度 13.2%  ・「乳幼児の世話」※ 令和元年度 主に夫 2.2% 主に妻 76.8% 夫と妻が同程度 21.0%  ・「親や家族の介護・看護」※ 令和元年度 主に夫 4.9% 主に妻 60.4% 夫と妻が同程度 34.7%  ※比較のため、「他の家族が中心」、「該当なし」、「無回答」等のデータは除外。  （令和元年度敦賀市男女共同参画に関するアンケート調査より） 市民調査：市内に居住する満18歳以上の男女1,200人を無作為抽出（回収票数 454件、回収率 37.8%）	今回の調査結果からは家庭生活で役割分担は夫と妻で同程度行うことを理想とする市民が多いが、現状は妻に偏っている結果となっている。それぞれの家庭でお互いが望ましいと考える役割分担を実現できるよう啓発していく。	—	—	—	—

## 基本課題（5）子育てにおける男女共同参画を推進する

子育て支援について、行政、家庭、地域が一体となって推進します。  
 特に、子育てにおける女性の役割が大きい現状に対して、女性や子どもの健康維持を図るとともに、子育てについて男性の役割を積極的に考える機会を提供します。  
 また、子育て家庭の多様なニーズに対応した保育サービスや児童の放課後対策等を充実します。  
 さらに、自立した生活環境を実現するため、貧困など生活上の困難に直面する男女に対し支援を行います。

### 施策7 行政、家族、地域により子育てを支援する

計画項目	取り組みの概要	令和2年度		担当課 評価			
		実績	成果/課題			次年度	方向性
① 周産期等における健康診査や子育ての相談、乳児健康診査などを実施する	a 1歳6か月児・3歳児を対象に健康診査を実施し、疾病や障がいを早期に発見し、治療や療育につなげるとともに、保護者のストレスや育児不安に対して必要な支援を行います。	≪1歳6か月児健診・3歳児健診事業≫ ◎健康センターで集団健診として実施した。 コロナ禍により4月、5月の実施を中止していたが、その間も対象者に電話連絡をし、状況の把握や相談対応を行った。 ・1歳6か月児健康診査:21回 460人(96.8%) ・3歳児健康診査:26回 566人(99.1%)	疾病や障がいを早期に発見すると共に、気がかりなケースについては、関係機関と連携し、継続支援につなげた。 今後も事業を維持継続する。	継	→	健康推進課	B
	b 子どもたちが健やかに育つための環境づくりの充実強化を図るため、関係機関との連携を図りながら総合的な支援を行います。	≪すこやか育児サポート事業≫ コロナ禍により4～6月のセミナー及び7か月児すくすく相談の実施を中止し、その間ホームページにて育児情報を発信した。 ・母子健康手帳の交付:471冊 ・妊婦等対象セミナー:113人 ・離乳食セミナー:102人 ・7か月児すくすく相談:241人	各種セミナーにおいて、相談支援を行い、気がかりなケースは関係機関と連携し、継続的な支援につなげた。 令和2年度は、コロナ禍の影響により回数を減らして実施した。今後は、コロナ禍においても、安全安心にセミナーに参加していただけるよう感染防止策を講じたうえで実施し、支援の維持継続を図る。	継	→	健康推進課	B
	c 産後、不安のある方を対象に助産師による24時間対応で、必要なケアと保健指導を行います。	≪産後ケア事業≫ ・利用人数:14人、利用日数:63日	産後ケアのサービス提供により、母親の育児不安や負担の軽減につながっているが、より対象者に合ったサービスが提供できるよう事業の充実を図る必要がある。今後はショートステイ型に加え、デイサービス型、アウトリーチ型の産後ケアを実施していく。	継	↗	健康推進課	B

① 周産期等における健康診査や子育ての相談、乳児健康診査などを実施する	d	母子ともに健全な状態で妊娠、出産することができるよう、妊娠中に必要な健康診査を行います。	<p>《妊婦健康診査事業》</p> <p>◎県内指定医療機関において個別健診を実施した。県外で健康診査を受診した場合は、償還払いで対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦一般健康診査: 5,655回</li> <li>・初期血液検査: 447回</li> <li>・子宮頸がん検診: 449回</li> <li>・HTLV-1抗体検査: 451回</li> <li>・性器クラミジア検査: 455回</li> </ul>	母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診券等の説明を個別に対面で行うことで、確実な妊婦健康診査の受診と、気がかりな妊婦の早期把握、継続支援を行うことができた。 今後は、多胎妊婦の健康診査の助成回数を増やし、経済的負担の軽減を図る。	継	↗	健康推進課	B
	e	乳児を対象に健康診査を実施し、病気の予防と早期発見及び健康の保持増進を図ります。	<p>《乳児健康診査事業》</p> <p>◎県内指定医療機関において個別健診を実施した。県外で1か月児健康診査を受診した場合は、償還払いで対応した。</p> <p>受診者及び受診率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1か月児健康診査: 410人(92.3%)</li> <li>・4か月児健康診査: 437人(98.4%)</li> <li>・9～10か月児健康診査: 440人(94.8%)</li> </ul>	予定どおり実施した。未受診者については電話等により状況を把握し、受診勧奨を行った。健診結果で要経過観察となった方は、状況確認と必要に応じ支援を行い、健やかな成長発達を促し、母親の育児不安の解消を図った。今後も事業を維持継続する。	継	→	健康推進課	B
	f	2～3か月児を対象に助産師による親子のマッサージや育児相談を実施し、母親のストレス解消や仲間づくりの支援を行います。 毎月、未就園児を対象に身体計測や保健師による健康診断を実施し、育児支援を行います。 栄養士による食育講座を行い、離乳食や栄養に関する不安を解消し、食に対する意識向上を図ります。	<p>《地域子育て支援拠点事業》</p> <p>生後2～4か月児対象の「ベビーすこやかセミナー」や、1歳の「誕生日訪問」を実施した。 また、就園児を対象とした発達支援教室を実施した。 【ベビーすこやかセミナー 17回 116組】 ※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため4～7月中止。</p> <p>【すくすく健康相談 0回】 【計測ぐんぐん 0回】 ※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止。計測のみ希望者には対応。</p> <p>【お誕生日訪問 訪問件数 81件】</p> <p>【親子すてっぴ教室 29回 104組】 ※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため4～6月中止。</p>	<p>ベビーすこやかセミナーでは、助産師、保育士が育児相談に対応し母親のストレス解消、母親同士の情報共有、仲間づくりを支援することができた。また、講座中止期間中の受講対象者には、セミナー再開後に月齢に関わらず参加対象とした。</p> <p>食育講座では、乳幼児の栄養面や食に関する不安の解消を図った。また食に対する意識の向上を支援することができた。</p> <p>※ベビーすこやかセミナーの対象は、生後2～4か月児に拡充している。</p>	継	→	子育て総合支援センター	B

<p>② 子育てにおける父親の役割を考える講座を開催する</p>	<p>a</p> <p>男性の家事・育児支援講座を開催し、子育てにおける父親の役割を考える機会を提供します。</p>	<p>《男女共同参画推進事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性の家事・育児支援講座を開催 講座 「パパといっしょに工作教室 ～オリジナルのガチャガチャを作ろう～」 講師 文室 千代 氏 日時 令和2年10月3日(土) 10時00分～12時00分 場所 南公民館 ホール 参加者 13名(父親 5名、子 8名)…5組</li> <li>・男性の家事支援講座を開催 講座 「パパといっしょに裁縫教室 ～手作りのマスクを作ろう～」 講師 hari hari works 堀居 唯 氏 日時 令和2年12月19日(土) 13時30分～15時30分 場所 南公民館 ホール 参加者 12名(父親 6名、子 6名)… 6組</li> </ul>	<p>父親と子どもが工作や裁縫を体験することで、男性が子どもと触れ合う機会を提供することができ、家庭内での育児を推進することができた。 親子で楽しく参加できる講座を開催することで、子育てへのハードルを下げた。 令和元年度には初めて男性のみを対象とした料理教室を開催するなど、男性が料理をする楽しさを実感し自信をもつ場を提供し、男女の家事をシェアしていくきっかけを作ることにより、男女共同参画社会の推進につなげることができた。</p>	<p>継</p>	<p>→</p>	<p>市民協働課</p>	<p>B</p>
<p>b</p>	<p>毎週土曜日に「パパと遊ぼう」を実施します。</p>	<p>《地域子育て支援拠点事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週土曜日開催 【開催回数 90 回】 総合 45 回、栗野 45 回 【パパ参加人数 298 人】 総合 160 人 栗野 138 人 【平均参加者数】 総合 3.56 人/回 栗野 3.07 人/回 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休館期間中の4/25、5/2、5/9、5/16、R3/2/20 は中止</li> </ul>	<p>父親が参加しやすいひろば環境になるよう、ひろば利用の周知・啓発に努めた。 「パパと遊ぼう」のネーミングについて祖父母やひとり親家庭の利用者から父親限定の行事と誤解をうけるため、令和2年度から「パパも遊ぼう」に名称を改めた。</p>	<p>継</p>	<p>→</p>	<p>子育て総合支援センター</p>	<p>B</p>
<p>③ 子育て支援ネットワーク活動など、地域全体で子育てを支援する</p>	<p>a</p> <p>交流の場の提供・交流促進や、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を実施します。 地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう個別ニーズの把握、関係機関との連絡調整・連携、協働の体制づくり等の利用者支援事業を組み合わせ、さらに機能強化を図ります。</p>	<p>《地域子育て支援拠点事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てひろば 【延べ利用人数 総合 11,224人 栗野 10,323人】</li> <li>・子育て関連情報や知識を提供し、育児相談を実施した。 【相談件数 ひろば 1,229件 電話・メール 23件含む】</li> <li>・子育て基本講座 【 総合 9回 延べ人数 193人】 【 栗野 8回 延べ人数 169人】 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため4～7月は中止</li> <li>・公立保育園対象のマイ保育園事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。 【登録数0組 登録妊婦数 0組 参加数 0組】</li> </ul>	<p>子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育てに関する相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習会等を行い、子育ての不安感の緩和を行った。  新型コロナウイルス感染症対応として、子育て家族がうちでも楽しめる、手遊び等を紹介する番組「ほほえみたいむ」をRCNで放映し、子育て家族のステイホーム中の支援を行った。  ※臨時休館 ① 4/23(木)～5/7(木) ② 2/18(木)～2/21(日)</p>	<p>継</p>	<p>→</p>	<p>児童家庭課 子育て総合支援センター</p>	<p>B</p>

③ 子育て支援ネットワーク活動など、地域全体で子育てを支援する	b	保育園で地域・世代間交流を深め、児童の健全育成を図ります。	《保育所地域活動事業》 各保育園にて実施	地域開催のイベントに積極的に参加した。また、お年寄りや小中学生、地域の人々と交流を持ち、地域活動の充実を図った。	継	→	児童家庭課	B
	c	妊婦や未就園児の親子等が身近な保育園に登録することにより、出産前から入園までの間、特に不安の多いこの時期に保育士等が継続的な子育て支援に励みます。 また、通常保育園内において保護者と保育士の間で相談援助を行います。	《マイ保育園登録事業》 公立保育園対象のマイ保育園事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。 【登録数0組 登録妊婦数 0組 参加数 0組】	令和2年度は中止としたが、今後について、公立保育園と協議し、開催について検討する。	継	→	子育て総合支援センター	C
	d	子育て中の親子が利用しやすいように、市内7ヶ所に出向いて、出張子育てひろばを実施します。 また、地域のひろばに、ボランティアの参加を呼びかけます。 子育てサークルに対し活動場所を提供します。	《地域子育て支援拠点事業》 ・出張すくすくひろば(市内6カ所) 【参加延べ人数 1, 180人】 【ボランティア延べ人数 11人】 ・子育てサークルへの活動場所の提供 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため4～6月は中止	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、地域のボランティアへの積極的な参加要請は見合わせたが、今後は感染状況等により参加要請について検討する。	継	→	子育て総合支援センター	B
	e	児童文化センターにおいて、親子で制作や遊びを体験する中で、子どもの発達を促し、親同士の交流を深めて子育てを楽しんでもらいます。	《親子なかよしひろば》 「親子なかよしひろば」を開催した。 開催数 9回実施 対象者 主に未就園児とその保護者 参加人員 幼児70名 保護者59名 ※4月13日から5月18日まで新型コロナウイルス感染対策のため、臨時閉館とした。	コロナ禍のなかではあったが、感染症予防対策を徹底しながら、季節行事や運動遊びを通し、集団の中で親子の絆を深めながら個々の発達を助長し、友達とのつながりや親同士の交流を深めた。	継	→	児童文化センター	B
	f	児童文化センターにおいて、親子が気軽に集い、交流、育児相談等を行う場を提供します。	《関係団体の活動への支援》 おやこきらりん広場等の団体に活動の場を提供した。 団体 3団体 利用回数 67回 利用人数 1, 157人 ※4月13日から5月18日まで新型コロナウイルス感染対策のため、臨時閉館とした。	コロナ禍のなかではあったが、感染症予防対策を徹底しながら、子育てサークル等へ親子が気軽に集い、交流、育児相談等を行う活動の場を提供した。 活動後、当施設を利用して遊ぶなど相乗効果があった。	継	→	児童文化センター	B

④ 子育て家庭の多様なニーズに対応した保育サービスを充実する	a 多様化・複雑化・深化する保育ニーズに対応するため、様々な保育サービスを提供し、子育てしやすい環境整備を推進します。	《保育サービスの充実》 ・公立保育所10か所、私立保育所8か所、認定こども園4か所、地域型保育事業所3か所 ・令和2年4月1日時点 2号認定1,278人、3号認定633人 ・令和3年3月1日時点 2号認定1,286人、3号認定763人	保護者の幅広いニーズや就労形態の多様化に応え、保育の必要性の認定、給付を行った。	継	→	児童家庭課	B
⑤ 児童の放課後対策を充実する	a 保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を用意しその健全育成を図ります。小学校6年生までの受入れ拡大を順次進めます。	《放課後児童健全育成事業》 17か所 959人 松原児童クラブの松原小学校内での分散化運営開始(令和2年9月)	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を用意しその健全育成を図った。	継	→	児童家庭課	A
	b 安全、安心な活動場所を確保し、家庭・学校・地域が一体となって、児童に学習や様々な体験、交流活動の機会を提供するために放課後子ども教室等を推進します。	《放課後地域子ども教室推進事業》 平日の放課後又は週末、長期休業期間中に開催 9地区中8地区公民館において開催 92回 延べ904名参加	コロナ禍のなかではあったが、感染症予防対策を徹底しながら、様々な教室を開催することができた。学校から遠い公民館は、参加する児童が少ないことが課題。	継	→	生涯学習課	B

施策8 自立した生活環境をつくる

計画項目	取り組みの概要	令和2年度			担当課 評価			
		実 績	成果/課題	次年度 方向性				
① 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援をする	a	児童扶養手当の給付や母子家庭等への医療費助成等を行い、経済的負担を軽減します。	<<ひとり親家庭への支援事業>> 経済的負担を軽減するため各事業を実施した。 ・児童扶養手当支給事業(年6回支給) ・母子家庭等医療費助成事業(毎月) ・母子家庭等福祉資金貸付事業(随時)	児童扶養手当の支給等により、ひとり親家庭の経済的負担を軽減した。	継	→	児童家庭課	B
	b	就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品購入費等の補助を行います。	<<就学援助事業>> 経済的理由により就学困難な児童337名と生徒184名の保護者に対して就学援助を行った。 さらに、令和3年度入学者のうち就学困難な入学前児童39名と生徒45名の保護者に対して入学前準備金の補助を行った。	就学援助を行う事によって、就学困難な児童・生徒の保護者の経済的負担の軽減を図り、児童・生徒の就学機会を確保することができた。	継	→	学校教育課	B
② ひとり親家庭が安心して子育てができるよう、相談活動や就職支援などを行う	a	母子家庭の母又は父子家庭の父の早期自立を目指し、就業に結びつきやすい看護師や介護福祉士等の資格を取得する期間の経済的負担の軽減を図ります。 また、資格取得のための講座受講費用の一部を支給します。 さらに、ひとり親家庭が日常生活において一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった場合に、支援を図ります。	<<ひとり親家庭への自立支援事業>> 高等職業訓練促進給付金受給者 3名 自立支援教育訓練給付金受給者 2名 介護職員初任者研修(自立支援センター主催) 0名	ひとり親家庭の早期自立を目指し、就業に結びつきやすい資格を取得する期間の経済的負担の軽減を図った。 資格取得というスキルアップが収入の安定に繋がった。	継	→	児童家庭課	B
	b	ひとり親家庭の状況を把握し、母子・父子自立支援員を中心として就労相談等を行います。	<<子育て等の相談への対応>> 母子・父子自立支援員(1名)を配置	母子・父子自立支援員を中心とした就労相談を実施し、敦賀公共職業安定所との連携を図った。	継	→	児童家庭課	B
	c	安心して相談ができるように、相談窓口、相談電話を設置します。 また、保育士が常時相談に応じると共に、必要な情報を提供し、働きながら安心して子育てができるよう支援します。	<<地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業>> ・相談件数 【地域子育て支援拠点事業】 面接相談 1,229件 うち電話・メール 23件 【利用者支援事業】 面接相談 488件 うち電話・メール 131件	利用者支援窓口、相談電話を設置し、相談者の気持ちに寄り添い、そのニーズを把握して、様々な子育て支援サービスの中から最も適したものを選べるよう支援を行った。	継	→	子育て総合支援センター	B

基本課題（6）高齢者や障がい者福祉・介護における男女共同参画を推進する

高齢者や障がい者がいきいきと安心して暮らすためには、生活面での環境整備と自立支援が重要です。  
 そこで、住み慣れた地域や自宅での生活が続けられるサービスを提供するとともに、特に、介護等の相談活動や情報提供を充実させます。

施策9 福祉サービスの充実で高齢者や障がい者の生活を支援する

計画項目	取り組みの概要	令和2年度			担当課 評価			
		実績	成果/課題	次年度			方向性	
① 住み慣れた地域・自宅での生活が続けられるサービスを提供する	a	バスやタクシー等に利用できる外出支援券の交付や老人福祉バスの運行により、高齢者の活動的な生活環境を維持し、社会参加の促進及び健康増進を目指します。	≪高齢者外出支援事業≫ 80歳以上の高齢者にバス、タクシー、介護タクシー等に利用できる外出支援券を交付した。 利用者数 2,374人	在宅高齢者の積極的な社会参加及び介護予防を含めた外出の機会を提供できた。	継	→	長寿健康課	B
	b	重度の身体障がい者が、日常生活に著しい障がいがあるため住宅を改造する必要があるとき、その費用の一部を助成します。	≪重度身体障害者住宅改造補助金≫ 重度身体障がい者が、日常生活に著しい障がいがあるため、住宅を改造する必要がある場合に費用の一部を補助する。 補助件数 0件	住宅改造を行うことにより、重度身体障がい者の日常生活の改善を図ることを目的としているが、今年度は補助件数が0件であった。 今後も継続して周知活動を行うとともに、適正な支給決定を行っていく。	継	→	地域福祉課	B
	c	国の制度に基づき、障がい者(児)への介護支援や、施設通所による訓練の支援等を行います。	≪障害福祉サービス費≫ ・在宅又は施設において、生活上又は療養上の必要な介護等を支援した。 ・家庭に複数の障害福祉サービスの利用者がある場合等にそれぞれの合算額が上限額を超過した場合に、超過額を支給し支援した。 ・身体的又は社会的なリハビリテーションや就労へのつながりを支援した。 介護給付費 対象延べ人数 5,254人 訓練等給付費 対象延べ人数 3,482人 計画相談支援給付費 対象延べ人数 1,788人	関係機関との連携、本人、家族からの聞き取りにより、障がい者の状態や家族背景、環境に合わせた適切なサービスの支給決定ができた。	継	→	地域福祉課	B

① 住み慣れた地域・自宅での生活が続けられるサービスを提供する	d	身体障害者手帳所持者及び難病の方に対し、必要に応じて、義肢・装具・車いす等の補装具の購入や修理に係る費用を原則1割の自己負担で支給します。	≪補装具費≫ 義肢、装具、車いす等の補装具の購入や修理に係る費用を支援した。 支給件数 125件	障がいの特性に合わせた補装具費を支給することにより、身体機能を補うための支援を行うことができた。	継	→	地域福祉課	B
	e	重度心身障がい者(児)及び難病患者の日常生活を容易なものとするため、日常生活用具を給付し、自立した日常生活を支援します。	≪日常生活用具給付事業≫ 障がい者に、日常生活用具を給付し、自立した日常生活を支援した。 給付件数 1,893件	日常生活用具を給付することにより、障がい者の日常生活の向上を図ることができた。	継	→	地域福祉課	B
	f	障がい者の地域での自立生活や社会参加を促すため、外出時の移動を支援します。	≪移動支援事業≫ 障がい者の自立生活や社会参加を促すため、外出時の移動を支援した。 延べ利用者数 445人 延べ利用回数 1,619人	サービス利用希望者のニーズを十分に聞き取り、障がいの状態や家族構成、日常生活能力等を勘案し、適切な支給決定につなげることができた。	継	→	地域福祉課	B
	g	施設にて、創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流などを支援します。	≪地域活動支援センター事業≫ 施設にて、創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流等を支援した。 延べ利用者数 511人 延べ利用回数 3,645人	サービス利用希望者のニーズを十分に聞き取り、障がいの状態や家族構成、日常生活能力等を勘案し、適切な支給決定につなげることができた。	継	→	地域福祉課	B
	h	介護給付の支給対象とならない障がい者に対し、家事や日常生活に関して必要な支援を行います。	≪生活サポート事業≫ 介護給付の支給対象とならない障がい者に対し、家事や日常生活を支援した。 延べ利用者数 64人 延べ利用回数 362人	サービス利用希望者のニーズを十分に聞き取り、障がいの状態や家族構成、日常生活能力等を勘案し、適切な支給決定につなげることができた。	継	→	地域福祉課	B
	i	在宅の要介護高齢者が行う、介護保険給付対象外の住宅の改造工事等に対して助成をすることにより、高齢者の在宅生活の維持向上及び福祉の増進を図ります。	≪住環境整備事業≫ 要介護3以上または、車いすを使用し要介護1以上と認定された高齢者の自宅を暮らしやすい住空間にするため、床及び壁等の材質の変更等改修費用の一部を助成し、在宅生活を支援した。 助成件数 1件	要介護者のニーズに合わせた支援を行い、在宅生活の維持向上を図るため引き続き実施していく。	継	→	長寿健康課	B

① 住み慣れた地域・自宅での生活が続けられるサービスを提供する	j	エレベーターが設置されていない市営住宅の2階以上の入居世帯について、入居者の身体が不自由なため1階に移動したい場合には、住宅交換を行います。	<p>《市営住宅住宅交換》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エレベーターが設置されていない市営住宅の2階以上に入居している身体が不自由な方等がいる世帯を、1階部屋等に移転した。</li> </ul> <p>交換実績：2件</p>	<p>病気や障がい、高齢により、市営住宅の2階以上の部屋への昇降が困難であった入居者が、他の市営住宅の1階部屋等に移転することにより、生活し易くなった。</p>	継	→	住宅政策課	B
	k	市営住宅における高齢者・身体障がい者の居住の安定を図るため、手すりの設置等バリアフリー修繕及び改修工事を行います。	<p>《市営住宅維持修繕》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅内の手すり設置や段差解消等のバリアフリー改修工事を行った。</li> </ul> <p>改修実績：3件</p>	<p>病気や障がい等により歩行困難な市営住宅入居者が、玄関・浴室・トイレ等に手すりを設置したり、段差を無くすことで、生活し易くなった。</p>	継	→	住宅政策課	B
	l	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、住宅改修費等の介護保険給付を行います。	<p>《居宅介護(予防)サービス給付等事業》</p> <p>住み慣れた地域での生活が継続できるよう、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、住宅改修等の各保険給付を行った。</p> <p>延べ69, 292件</p>	<p>第6期及び第7期介護保険事業計画に基づき、要介護認定・要支援認定のある方に対し、住み慣れた地域で生活が継続できるよう各給付を行った。</p> <p>令和3年度以降は第8期介護保険事業計画に基づき、円滑かつ安定的な運営を図り、適正なサービスを真に必要な人に提供していく。</p>	継	→	長寿健康課	B
② 介護の役割分担や負担軽減に関する講座を充実する	a	男女共同参画推進講座(市民対象)の開催において、介護の役割分担や負担軽減に関するテーマを設けます。	<p>《男女共同参画推進事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所推進員研修会</li> </ul> <p>演題 「福井県の労働とジェンダー」</p> <p>講師 仁愛大学人間学部コミュニケーション学科 准教授 織田 暁子 氏</p> <p>日時 令和3年3月8日(月)～3月19日(金)</p> <p>方法 講師管理YouTubeチャンネル 限定公開</p> <p>視聴 73回</p> <p>内容 福井県の労働、特に女性労働の特徴や県内における嶺北・嶺南の地域差などについて学んだ。</p>	<p>事業所推進員研修会において、福井県の女性の就労の特徴や育児・介護のダブルケアとなるリスクがあること、男性の家事・育児・介護などの役割分担が重要であることを考える機会を設けた。</p> <p>平成30年度には「男性が介護するということ～男女共に介護を担う時代～」をテーマとして講座を開催するなど、今後も介護の役割分担や負担軽減を啓発していく。</p>	継	→	市民協働課	B
③ 福祉サービスを提供する市民活動団体や機関の活動を促進する	a	市との協働事業やまちづくりのための事業を提案する市民活動団体に対し補助金を交付します。	<p>《市民協働事業補助金》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動団体等に市民協働事業補助金制度の周知及び交付を実施</li> </ul> <p>申請件数 1件 交付件数 1件</p>	<p>補助金は、来敦者へのおもてなし活動を推進する事業に利用され、新幹線開業に向けたまちづくりの一助となった。</p> <p>計画期間を通し、延べ8件の事業に対し補助金の交付を行い、市民活動団体による活動の促進につなげることができた。</p> <p>今後はより活用しやすい補助金となるように制度を見直し、より一層市民活動の活性化を図っていく。</p>	継	↗	市民協働課	B

④ 介護等の相談活動や情報提供を充実する	a	障がい者及びその家族に対し、日常生活等に関する相談、必要な情報の提供等を総合的にを行います。	≪相談支援事業≫ 相談者に対し必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整を行い、障がい者本人や保護者を支援した。 延べ相談件数 18,187件	相談者のニーズに応じた情報提供、助言を行うことができた。また、必要に応じて関係機関と情報共有を行うことができた。	継	→	地域福祉課	B
	b	高齢者の総合相談窓口として、介護・福祉・医療等の各種相談に対応し、適切な介護サービス利用の助言や家族支援を行うため、地域包括支援センターの運営等を行います。	≪包括的支援事業≫ ・高齢者やその家族等の各種相談(虐待・権利擁護含む)に対応し、情報提供や関係機関との連携、支援を実施 総合相談件数 延べ12,922件	高齢者の総合相談窓口として各種相談に対応し、関係機関と連携し対応、支援することができた。今後も増加が予想される高齢者に関する各種相談に対応していき、関係機関との連携を図っていく。	継	→	長寿健康課	B

## 基本課題（7）地域社会における男女共同参画を推進する

市民のボランティア活動への参加意識が高まる中で、地区コミュニティにおける男女共同参画を最も重点的に推進すべき機会となります。

そこで、本市が委嘱している男女共同参画推進員と連携して、啓発を行います。

特に、女性役員の登用については、地区の自主的な判断によって女性が登用されるよう、市での取り組みを進めます。

また、東日本大震災においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違い等に配慮されないなどの課題が生じました。

そこで、男女共同参画の視点から防災対策を進めることで、地域防災活動や避難行動要支援者支援を行うとともに、女性の視点による防災まちづくり活動を推進します。

### 施策10 地域活動の中で機会をとらえて啓発を行う

計画項目	取り組みの概要	令和2年度		担当課	評価		
		実績	成果/課題				
① 地域の施設やイベントを通じて啓発を行う	a 県の男女共同参画月間(6月)や国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月)に合わせ、地域の施設やイベントにおいて、啓発パネル展やチラシ配布を実施します。	<<男女共同参画推進事業>> ・男女共同参画啓発パネル展を敦賀駅交流施設オルパークで開催した。(6月12日～6月19日) ・DV被害防止啓発パネル展を市役所とオルパークで開催した。(11月12日～11月17日市役所、11月18日～11月25日オルパーク) オルパークでの開催中は、敦賀気比高校生が制作したDV被害防止のシンボルマークであるパープルリボンを描いたポスターの展示を行った。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、街頭キャンペーンを中止とした。	令和2年度は街頭キャンペーンを中止としたため、事業所51か所へポスターを持参し、事業所内にて掲示を依頼した。実施した年度においては、街頭にて啓発活動を行うことによって、広く啓発を行うことができた。 また、啓発活動の事前周知や啓発活動の様子をホームページに掲載をすることで、より広く周知することができた。	継	→	市民協働課	B
② 男女とも地区コミュニティの活動に積極的に参加する	a 住んでいた、関わっている区や地区の様々な活動に積極的に参加しましょう。	<<市民の取り組み>> ・「町内会・自治会への参加」※ 令和元年度 主に夫 36.8% 主に妻 31.4% 夫と妻が同程度 31.8% ※比較のため、「他の家族が中心」、「該当なし」、「無回答」等のデータは除外。 (令和元年度敦賀市男女共同参画に関するアンケート調査より) 市民調査:市内に居住する満18歳以上の男女1,200人を無作為抽出(回収票数 454件、回収率 37.8%)	前回調査時(平成26年度)は夫が中心が40.8%、妻が中心22.0%、夫と妻と同程度が37.2%であり、今回の調査結果からは地区の活動に妻の参加が増えていることが見受けられる。	—	—	—	—

施策11 政策決定・推進の場で女性の活躍を推進する

計画項目	取り組みの概要	令和2年度				担当課	評価
		実績	成果/課題	次年度	方向性		
① 各種審議会や委員会での女性の登用率向上を図る	市の各種審議会や委員会での女性の積極的登用を図るため、庁内関係部署へ協力を促します。	<<各種審議会や委員会での女性の積極的登用の働きかけ>> ・各種審議会や委員会に女性の登用状況調査を行った。 ・審議会女性の割合26.3%、委員会女性の割合18.5% ・庁議において働きかけを行った。	平成28年度の審議会女性の割合23.8%より改善は見られるが、第3次つるが男女共同参画プランの目標数値指針である30%をまだ達成できていない。女性登用率30%未満の原因を調査した結果に基づき、選出方法の見直しや男女の構成比への配慮を含めた団体などへの依頼、又は依頼先の変更などにより、達成できるよう今後も継続して推進する必要がある。	継	→	市民協働課	B
② 区長やPTA会長等地域団体の代表または役員などへの女性の登用を促進する	地区の自主的な判断によって地域団体の役員等に女性が登用されるよう区長連合会への働きかけを行います。	<<区長連合会等への働きかけ>> ・男女共同参画に関するパンフレットを区長に配布した。(市民協働課から)	コロナ禍において、総会が開催されず、地域活動等の実施が困難な状況にあった。 女性の区長がより多く登用されるよう、今後一層の啓発に取り組む必要がある。	継	→	総務課	C
③ 地域における制度・慣行を見直す	男女を問わず、誰もが区や地区の中で積極的に参加できるしくみをつくりましょう。	<<地域の取り組み>> ・「町内会・自治会への参加」※ 令和元年度 主に夫 36.8% 主に妻 31.4% 夫と妻が同程度 31.8%  ※比較のため、「他の家族が中心」、「該当なし」、「無回答」等のデータは除外。  (令和元年度敦賀市男女共同参画に関するアンケート調査より) 市民調査:市内に居住する満18歳以上の男女1,200人を無作為抽出(回収票数 454件、回収率 37.8%)	前回調査時(平成26年度)は夫が中心が40.8%、妻が中心22.0%、夫と妻と同程度が37.2%であり、今回の調査結果からは地区の活動に妻の参加が増えていることが見受けられる。	—	—	—	—

施策12 男女共同参画の視点からの防災対策を進める

計画項目	取り組みの概要	令和2年度			担当課	評価	
		実 績	成果/課題	次年度 方向性			
① 男女共同参画の視点で地域防災活動や避難行動要支援者支援、環境保全活動を行う	a 男女共同参画推進講座(市民対象)や男女共同参画推進員研修会(地域推進員対象)の開催において、男女共同参画の視点からの防災に関するテーマを設けます。	<<男女共同参画推進事業>> ・地域推進員研修会 演 題 「女性目線、ママ目線の防災 ～女性防災士からのワンポイントアドバイス～」 講 師 防災ママかきつばた 代表 高木 香津恵 氏 日 時 令和3年2月9日(火)～3月26日(金) 方 法 敦賀市YouTubeチャンネル 一般公開 視 聴 209回 内 容 女性目線、ママ目線の視点から防災、備蓄品について学んだ。	地域推進員研修会において、防災をテーマとして、高齢者・障がい者・子ども・女性の視点から避難生活での要望事項、対応策や、日頃家庭における備蓄品の準備などについて学ぶ機会を設けた。 今年度は敦賀市の公式チャンネルを用いた一般公開とすることで視聴数は209回となり、昨年までの地域推進員50名を対象とした研修と比較すると3倍を超える多くの市民へ啓発できたと考えられる。今後も研修方法として、オンライン研修を積極的に取り入れていく。 男女共同参画の視点を防災に組み込むことは重要であり、講座を今後も開催する。	継	→	市民協働課	A
	b ひとり暮らし高齢者や障がい者の方などで日常的に家族の支援を受けられない方、また、家族だけでは支援が困難で何らかの助けが必要な方等避難行動要支援者を対象として、災害時における地域ぐるみの避難支援体制づくりを行います。	<<避難行動要支援者対策等推進事業>> ひとり暮らし高齢者や障がいのある方等避難行動要支援者の災害時における地域ぐるみの地域支援体制を整えることによって、スムーズな避難を支援した。 要支援者避難台帳 978名登録(R3. 3. 31)	避難行動要支援者台帳に登録していただくことにより、ひとり暮らし高齢者や障がいのある方等、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図ることができた。	継	→	地域福祉課	B

<p>① 男女共同参画の視点で地域防災活動や避難行動要支援者支援、環境保全活動を行う</p>	<p>市のすべての区の区長で組織する敦賀市地域防災連絡協議会の活動を助成し、自主防災活動の充実強化を図ります。 敦賀市地域防災連絡協議会では、男女の区別なく、地域における住民及び事業所が一体となって自主的に防災活動に取り組み、防災意識の普及啓発及び防災訓練の徹底を図り、災害の未然防止と被害の拡大を防止します。</p>	<p>《地域防災連絡協議会補助金》 地域における住民及び事業者が一体となって自主的に防災対策活動に取り組み、防災意識の普及啓発及び防災訓練の徹底を図るための取り組みができた。 【主な事業】 8月 少年消防クラブ防災研修会 8月 福井県女性防火クラブ連絡協議会研修会 10月 第58回敦賀地区自衛消防操法大会 11月 幼年消防クラブ防火教室 2月 敦賀市自主防災会・女性防火クラブリーダー研修会  ※当初予定していた上記事業については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を中止とした。  【通年】 ・消火訓練・防火教室等(324回実施 11,148人参加) ・救急講習(17回実施 242人受講) ・防災訓練奨励助成実績(1区) ・防災資機材購入助成実績(45区) ・防災資機材倉庫設置助成実績(2区)</p>	<p>災害対応は、「自助」、「公助」だけではなく、地域における「共助」が不可欠である。災害発生後、被災者の救助・救急活動等において重要な役割を担う自主防災組織では、男性だけでなく、女性も自主的に役割を担うため、組織の体制及び活動の強化に繋がる各種補助事業等を通年で実施することができた。</p>	<p>継</p>	<p>→</p>	<p>危機管理対策課</p>	<p>B</p>
<p>d</p>	<p>環境を良好な状態に保持するために、クリーンアップふくい大作戦による気比の松原清掃活動を実施します。 本事業は男女が共に気軽に取り組むことができる環境保全活動として毎年多くの市民に参加していただいています。</p>	<p>《環境保全活動など快適な生活環境づくりへの取り組み》 クリーンアップふくい大作戦による気比の松原での清掃活動 令和2年6月7日(日)に予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を中止とした。</p>	<p>令和2年度は予定していた活動について、中止とした。 令和2年度の開催中止は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点によるものであるが、それ以外の年度については男女・年代関係なく幅広い世代の方に参加していただくことができ、市民一丸となって清掃活動を実施することができた。</p>	<p>継</p>	<p>→</p>	<p>環境廃棄物対策課</p>	<p>C</p>
<p>e</p>	<p>敦賀市環境美化推進員と連携し、ごみの分別と減量等の理解を図り生活環境の美化を推進します。</p>	<p>《環境美化推進員活動》 各地区に地元から選任された環境美化推進員を委嘱配置した。 推進員総数256人 うち女性69人</p>	<p>左記推進員の配置により、家庭から出るごみの区民への分別指導と、ごみステーションの美化が進められているが、男女が共に参加することにより、地域の環境美化推進の強化が図られている。</p>	<p>継</p>	<p>→</p>	<p>清掃センター</p>	<p>B</p>

② 女性の視点による防災まちづくり活動を推進する	a	女性の視点から防災まちづくりを考える団体に対し、適切な情報提供や助言をし、本市における防災に必要な対策・対応に女性の視点を取り入れていきます。	<p>《女性の視点による防災まちづくり活動への支援》</p> <p>【主な事業】(敦賀市地域防災連絡協議会補助金から再掲)  敦賀市自主防災会・女性防火クラブリーダー研修会  令和3年2月に予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため研修開催を中止とした。</p>	<p>予定していた研修会は中止とした。</p> <p>地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、性別、年齢等にかかわらず、参画型・体験型の学習機会を提供するなどして、多様な住民が自主的に考える機会を今後も設けていく。</p>	継	→	危機管理対策課	C
			<p>《女性の視点による防災まちづくり活動への支援》</p> <p>・令和2年度は活動なし</p>	<p>平成28年には団体が主催するイベント活動を支援し、女性の視点から防災について考えるきっかけ作りに寄与した。今後も情報提供や助言を行っていきたい。</p>	継	→	市民協働課	C

## 基本課題(8)市民や市民活動団体との協働による男女共同参画を推進する

市民のボランティア活動への参加意識が高まる中で、NPO法人等の市民活動における男女共同参画を最も重点的に推進すべき機会となります。

そこで、NPO法人等の市民活動団体が行うまちづくり活動についての情報提供や支援を行います。

また、男女共同参画を推進する団体・グループへの支援と交流を促進し、市民協働による男女共同参画を推進します。

### 施策13 まちづくり活動の団体を育成・支援し、団体間でのネットワーク化を図る

計画項目	取り組みの概要	令和2年度		担当課	評価		
		実績	成果/課題				
① まちづくり活動に関する情報提供や支援を行う	a 市との協働事業やまちづくりのための事業を提案する市民活動団体に対し補助金を交付します。	<市民協働事業補助金> ・市民活動団体等に市民協働事業補助金制度の周知及び交付を実施 申請件数 1件 交付件数 1件	補助金は、来敦者へのおもてなし活動を推進する事業に利用され、新幹線開業に向けたまちづくりの一助となった。 計画期間を通し、延べ8件の事業に対し補助金の交付を行い、市民活動団体による活動の促進につなげることができた。 今後はより活用しやすい補助金となるように制度を見直し、より一層市民活動の活性化を図っていく。	継	↗	市民協働課	B
	b 市民活動団体等への情報提供や支援を実施します。	<市民協働・NPO等活動推進事業> ・市内で活動する市民活動団体等への情報提供や広報等を実施した。	市民活動団体等による催しなどについて、市ホームページ、行政チャンネル及び広報つるがへの掲載を行い、市民活動団体等の活動を広く市民に周知できた。 計画期間中継続的に情報提供、広報等を行った。今後も、引き続き同事業を実施する予定である。	継	→	市民協働課	B
	c 自助・共助・公助のうち、地域で互いに力を合わせて助け合いながら防災対策を行う共助を支援するため、各地区の区長等で組織する自主的な防災活動へ取り組む団体へ補助金を交付します。	<地域防災連絡協議会補助金> 【主な事業】 4月20日 地域防災連絡協議会 常任理事会 4月22日 敦賀少年消防クラブ連合会委員会(書面開催) 4月28日 地域防災連絡協議会 総会(書面開催) 5月15日 福井県女性防火クラブ連絡協議会総会(書面開催) 6月 5日 敦賀地区少年女性防火推進委員会定例会(書面開催)	災害対応は、「自助」、「公助」だけではなく、地域における「共助」が不可欠である。災害発生後、被災者の救助・救急活動等において重要な役割を担う自主防災組織の体制及び活動の強化に繋がる防災資機材購入及び防災訓練等への助成を実施することができた。	継	→	危機管理対策課	B
	d 環境基本計画の推進を図るため、環境基本計画を実践する組織である「つるが環境みらいネットワーク」の活動に対する支援・助成を行います。	<つるが環境みらいネットワークが行う環境活動推進への支援> つるが環境みらいネットワークが行う環境活動推進への支援を実施 当初予定していた環境フェアは中止となったが、代替事業として食品ロスの低減による環境負荷の軽減を目的としたフードドライブの実施について支援を行った。(食品提供協力者 28組52名。関係団体に寄附)	つるが環境みらいネットワークは男女関係なく幅広い世代の方が運営側として参画しており、参加者側においても男女関係なく幅広い世代の方が参加していただける環境が整っている。	継	→	環境廃棄物対策課	B

① まちづくり活動についての情報提供や支援を行う	e	男女共同参画を推進する上で、参加する女性の割合が高い図書館のボランティア活動において、その活動支援を行います。	≪図書館における関係団体活動への支援≫ ・図書館ボランティアサークルに、活動場所の提供等  図書館ボランティア団体連絡会 2回(9月・3月)開催 ボランティアサークル 4グループ	参加する女性の割合が高い図書館ボランティア活動において、活動場所の提供等で、活動支援を行った。 新たな図書館ボランティアをホームページで募集し、ボランティア活動の支援を今後も継続する。	継	→	図書館	B
	f	中心市街地の賑わいやコミュニティの再生に寄与するイベント等の実施団体等に対し支援します。	≪中心市街地賑わい街づくり支援事業≫ ・中心市街地の賑わいやコミュニティの再生に寄与するイベント等を支援	国道8号空間や門前町多目的広場の整備により、新規イベントの申請が令和元年度と比較して男女問わず多数あった。引き続き新規イベントの増加と既存イベント継続への支援を行う。	継	→	商工貿易振興課	A
	g	歴史と文化を市内外にアピールし、本市の商工業と観光、伝統文化の継承と発展を図るため、敦賀まつりの開催に係る経費を負担します。	≪敦賀まつり開催負担金≫ ・歴史と文化を市内外にアピールし、本市の商工業と観光、伝統文化の継承と発展を図るため、敦賀まつりの開催にかかる経費を負担していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により敦賀まつりが中止となり、未執行。	令和2年度は敦賀まつり自体が中止となったため、あまり成果はなかったが、引き続き歴史と文化をアピールするとともに、男女共同参画の推進を図っていく。	継	→	商工貿易振興課	C
	h	景観づくりに取り組む団体が行う実践活動や情報発信に対して補助を行います。	≪景観形成協議会への支援≫ ・神楽町1丁目商店街(門前町地区)景観形成協議会の会員への支援2件を行った。	神楽町1丁目商店街(門前町地区)の景観形成推進計画の基準に基づいた景観誘導を行うことができた。 引き続き、良好な景観形成の推進のため、景観形成協議会への支援を行う。	継	→	都市政策課	B

<p>② 男女共同参画を推進する団体・グループへの支援と交流を促進する</p>	<p>男女共同参画推進団体「つるが男女共同参画ネットワーク」の運営を支援します。また、男女共同参画を推進する団体・グループへの情報提供や必要とする支援を実施します。</p>	<p>《つるが男女共同参画ネットワークへの運営支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>つるが男女共同参画ネットワーク主催の講座開催を支援した。</li> </ul> <p>第1回 「冬場の健康～風邪・インフルエンザの予防」</p> <p>講師 敦賀市立看護大学 准教授 池原 弘展 氏  日 時 令和2年12月5日(土) 13時30分～14時30分  場 所 敦賀市立看護大学  参加者 27名</p> <p>第2回 私たちはジェンダー平等をどこまで達成できたのか？</p> <p>講師 弁護士、前国連女性差別撤廃委員会委員長 外林 陽子 氏  方 法 国立女性教育会館YouTubeチャンネル 一般公開教材活用  日 時 令和3年2月24日(水)  場 所 松原公民館  参加者 10名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パソコン、ネット環境整備などをサポートすることにより、日本女性会議オンライン研修への参加、団体内でのオンライン勉強会を実現した。</li> <li>10回理事会に参加し、情報共有を行った。</li> <li>団体補助金を交付した。</li> <li>情報提供を行った。</li> </ul>	<p>オンライン研修への参加など必要となる活動支援を行うことにより、コロナ禍においても継続した団体活動を実施することができた。</p> <p>第4次つるが男女共同参画プランの特徴に関する情報提供を行い、次年度からの団体活動へも反映いただいた。</p> <p>行政とは別の視点で男女共同参画を推進することは重要であり、自立した団体活動を継続できるよう適切な支援を実施する。</p>	<p>継</p>	<p>→</p>	<p>市民協働課</p>	<p>B</p>
---	--	--	---	----------	----------	--------------	----------

### 基本目標 3 男女共同参画のための仕事環境をつくる

仕事面でのワーク・ライフ・バランスを実現するために、必要な環境づくりを行っていきます。

特に、長時間労働は、子育て・家事・介護等への男性の主体的な参画を困難にし、結果として女性が仕事と生活を両立することを難しくしています。

育児休業や介護休業の取得促進をはじめ、多様なハラスメントの防止、女性の管理職への登用を進めるなど、事業者、労働者双方に対して啓発を実施し、就労の場における男女共同参画を推進します。

さらに、農林水産業や自営業などにおいても男女共同参画を進めていきます。

#### 男女共同参画審議会 評価コメント

- 男性の育児休業制度について、市役所は他事業所の取り組みの手本として、明確に示す。上司が職員に声掛けすることも大切である。嶺南も女性が就労しないと就労人口も減少するため、事業所が優秀な人材を集めるためにも取り組みを早期に実現していただきたい。一般市民へもわかりやすく啓発することなども重要である。
- 男性の育児休暇制度について、無給扱いを有給扱いにするなど制度を変えて取り組んでいる事業所もある。対象者には上司を経由して個別にお知らせし、取ってよいということを本人に認識してもらうことで、取得率が上がった事例があった。
- 男性の育休、時短勤務対象者において、早く帰り家事等を手伝いたいという声があり、仕事の整理・相談をしようという方も出てきている。
- 子育て日本一の実現のためにも育休を取得する男性に対し理解をもち、男性も育児に関わることを期待する。

## 基本課題(9)仕事と生活の調和の取れる環境づくりを行う

男女雇用機会均等法や改正パートタイム労働法、育児・介護休業法など、仕事における男女共同参画を推進するため各種の法制度の内容や趣旨、取り組みについて企業等に周知し、制度の推進を図ります。

また、働き方が多様化する中で、一人ひとりが望む働き方ができるよう職場でのワーク・ライフ・バランスを推進します。

### 施策14 仕事と家庭、地域活動を両立させるライフスタイルなどの啓発を行う

計画項目	取り組みの概要	令和2年度		担当課 評価			
		実績	成果/課題			次年度	方向性
① 男女雇用機会均等法やパートタイム労働法などを事業者、労働者双方へ啓発する	a 市立敦賀病院におけるパート職員の採用選考試験前に、パートタイムの条件等について説明会を実施し、パートタイムに関する理解の促進を図ります。	<p>《パートタイム労働法に対する支援》</p> <p>選考前に、勤務条件等について適切に書面提示及び説明を行った。</p>	勤務条件を理解した上で面接選考を受けていただいた。	継	→	病院総務企画課	B
	b 男女雇用機会均等法やパートタイム労働法などの理解を促進しましょう。	<p>《事業所の取り組み》</p> <p>・「貴事業所では、性別に関係なく従業員が活躍するためにどのような取り組みをしていますか。」(回答が多い取り組みを抜粋)</p> <p>令和元年度 業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修を性別に関係なく実施している 60.3%</p> <p>性別に関係なく意見や要望を言いやすい環境を整備している 53.4%</p> <p>(令和元年度敦賀市男女共同参画に関するアンケート調査より)</p> <p>事業所調査:敦賀市内に所在する事業所100社を無作為抽出(回収票数 58件、回収率 58.0%)</p>	今回の調査結果からは市内の過半数の事業所で性別に関係なく従業員が活躍するための取り組みが行われていることが確認できる。今後は労働者が性別により差別されることなく、雇用における男女の均等な機会と待遇が確保され、より一層理解が促進されるよう啓発していく。	—	—	—	—
② 主体的に制度を導入する企業や団体等を広く紹介する	a 男女共同参画推進員(事業所推進員)研修会や男女共同参画情報紙において、ワーク・ライフ・バランスを主体的に導入する企業や団体等を広く紹介します。	<p>《男女共同参画推進事業》</p> <p>・広報つるが7月号では「共家事」をテーマとして記事を掲載した。</p>	<p>広報つるがでは今年度は共家事の記事を掲載し、家庭内での役割分担、ワーク・ライフ・バランスに関し啓発した。</p> <p>事業所研修会における事業所間の情報交換や、平成29年の広報つるがでは市内事業所の取り組みを紹介するなど、今後も先進的な事業所の取り組みを広く発信していく。</p>	継	→	市民協働課	B

<p>③ 業種や規模に応じて男女共同参画に関する制度を導入するための啓発や支援を行う</p>	<p>a 男女共同参画推進員(事業所推進員)を対象に研修会を開催し、ワーク・ライフ・バランスをはじめとして、男女共同参画に関する制度を導入するための啓発を行います。</p>	<p>≪男女共同参画推進事業≫ ・事業所推進員研修会 演題 「福井県の労働とジェンダー」 講師 仁愛大学人間学部コミュニケーション学科 准教授 織田 暁子 氏 日時 令和3年3月8日(月)～3月19日(金) 方法 講師管理YouTubeチャンネル 限定公開 視聴 73回 内容 福井県の労働、特に女性労働の特徴や県内における嶺北・嶺南の地域差などについて学んだ。</p>	<p>労働、特に女性労働に関し、福井県や県内の地域差の現状について学ぶ機会を設けた。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集合研修ではなくYouTubeによるオンライン研修として導入した。研修受講者からは受講の時間調整が容易になったとの回答があった。 今後も啓発方法としてオンライン研修の積極的な開催を検討し、制度を導入するために必要な情報発信などを行っていく。</p>	<p>継</p>	<p>→</p>	<p>市民協働課</p>	<p>B</p>
--	--	---	--	----------	----------	--------------	----------

施策15 多様な働き方を尊重し、職場でのワーク・ライフ・バランスを推進する

計画項目	取り組みの概要	令和2年度				担当課	評価	
		実 績	成果/課題	次年度	方向性			
① 一人ひとりが望む働き方ができるよう、仕事と生活の調和の重要性を普及させる	a	男女共同参画推進員(事業所推進員)を対象に研修会を開催し、一人ひとりが望む働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの重要性を普及させます。	<<男女共同参画推進事業>> ・事業所推進員研修会 演 題 「福井県の労働とジェンダー」 講 師 仁愛大学人間学部コミュニケーション学科 准教授 織田 暁子 氏 日 時 令和3年3月8日(月)～3月19日(金) 方 法 講師管理YouTubeチャンネル 限定公開 視 聴 73回 内 容 福井県の労働、特に女性労働の特徴や県内における嶺北・嶺南の地域差などについて学んだ。	誰もが希望する働き方ができるように、福井県での地域特性、家事・育児・介護分担の現状を知り、事業所にはどのようなことが求められているかを学ぶ機会を設けた。事業所内での男女共同参画推進員がワーク・ライフ・バランスとは、働き方改革の進め方、従業員の年齢分布図と今後を予測するなど、ワーク・ライフ・バランスの重要性を啓発する研修会を開催していく。	継	→	市民協働課	B
	b	市職員の健康の増進等を図り、併せて心身リフレッシュと公務能率の向上のため、年次有給休暇の使用の促進に関し必要な事項を定めま	<<リフレッシュ休暇の取得促進>> ・改正した年次有給休暇促進要領に基づき、各所属に年次有給休暇の使用計画を作成してもらい、計画的な休暇取得を促した。また、9月末時点での取得状況を調査し、計画に沿った休暇取得を促した。	要領に規定された年5日以上、年次有給休暇取得率は94.3%であり昨年より向上した。更なる取得率向上のため、次年度からは9月末時点で取得率が5割以下の所属に対し、個別に取得促進を呼びかけることを予定している。	継	→	総務課	B
	c	市職員の心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため、7月から9月の期間内で連続する3日の範囲で特別休暇の使用を促進	<<夏季休暇の取得促進>> ・各課に夏季休暇の取得計画を作成してもらい、その利用を促した。	取得率は94.6%で、昨年度より2.8%増加した。継続的な取り組みの成果が出ている。	継	→	総務課	B
	d	一人ひとりが望む働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの重要性を普及させましょ	<<事業所の取り組み>> ・「ワーク・ライフ・バランスについて、貴事業所では以下の取り組みがありますか。」(回答が多い取り組みを抜粋) 令和元年度 有給休暇取得の促進(連続休暇取得の促進など) 63.8% 時間・半日単位での有給休暇の取得 62.1% 残業削減の促進 60.3%  (令和元年度敦賀市男女共同参画に関するアンケート調査より) 事業所調査:敦賀市内に所在する事業所100社を無作為抽出(回収票数 58件、回収率 58.0%)	今回の調査結果からは市内の過半数の事業所でワーク・ライフ・バランスの取り組みが行われていることが確認できる。今後はより一層取り組みが推進されるよう、事業所推進員研修会などでワーク・ライフ・バランスの重要性を啓発していく。	—	—	—	—

② 個人の希望に応じた勤務が可能となる独自の仕組みを積極的に導入する	a	市職員の育児休業等取得者の代替として非常勤職員を採用するなど、業務遂行に支障が生じないよう努めます。	≪代替職員の補充≫ ・育児休業等の取得者が生じた場合は、正規職員の異動又は会計年度任用職員の採用により代替職員を補充し、その影響を抑えた。	代替職員の配置により、職員の負担軽減を図ることができた。 会計年度任用職員のほかに任期付職員の採用を検討したい。	継	→	総務課	B
	b	次世代育成支援対策推進法に基づき、市職員の子どものための健全な育成のため、特定事業主行動計画を策定し、職員が仕事と家庭生活を両立できるような職場環境の整備等に取り組めます。	≪次世代育成支援対策行動計画の策定≫ ・平成17年4月策定済	職場でのワーク・ライフ・バランスを推進し、子育てを行う女性職員のキャリア形成及び男性職員の育児参加を支援するため、令和2年3月に計画を改訂した。これまでの取り組みにより、超過勤務時間の縮減や子どもの出生時の男性の特別休暇の取得促進などの変化が見られ、継続的な成果が見られた。	継	→	総務課	B
	c	子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間、市職員の希望する日及び時間帯に勤務することができる育児短時間勤務制度及び勤務時間の一部を勤務しないことができる育児部分休業制度を導入します。	≪育児短時間勤務制度及び育児部分休業制度の導入≫ ・育児短時間勤務取得者：14名 ・育児部分休業取得者：36名	計画当初の平成28年度に比べ、育児短時間勤務・育児部分休業の総取得人数は20名増加した。 制度を利用する女性職員が年々増加している一方で、男性職員の取得は1名のみと低い水準にあるので、これを高める取り組みを進めていきたい。	継	→	総務課	B
	d	市立敦賀病院において、個人の希望に応じた勤務が可能となる仕組みを積極的に導入し、労働環境の改善を図ります。	≪労働環境の改善≫ 現行の制度において、利用しやすい環境づくりを行った。	必要な時期に必要な勤務形態や休暇を取得していると考ええる。	継	→	病院総務企画課	B

<p>② 個人の希望に応じた勤務が可能となる独自の仕組みを積極的に導入する</p>	<p>一人ひとりの希望に応じた勤務が可能となる仕組みを積極的に導入しましょう。</p>	<p>《事業所の取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「貴事業所には、以下のような従業員の子育てを応援する取り組みがありますか。または検討されていますか。項目ごとにお答えください。また、それ以外に貴事業所で取り組んでいること、配慮していることなどがありましたらご記入ください。」(実施していると回答した割合)</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">令和元年度</td> <td style="width: 60%;">育児休業制度</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">84.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>子どもの看護休暇(有給休暇)</td> <td style="text-align: right;">60.3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>配偶者出産休暇(有給休暇)</td> <td style="text-align: right;">56.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>育児のための短時間勤務制度</td> <td style="text-align: right;">69.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>フレックス制勤務</td> <td style="text-align: right;">25.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保育サービス利用料の援助</td> <td style="text-align: right;">3.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>従業員向け企業内託児所・保育所等</td> <td style="text-align: right;">3.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>男性の家事・育児参画促進制度</td> <td style="text-align: right;">15.5%</td> </tr> </table> <p>(令和元年度敦賀市男女共同参画に関するアンケート調査より) 事業所調査:敦賀市内に所在する事業所100社を無作為抽出 (回収票数 58件、回収率 58.0%)</p>	令和元年度	育児休業制度	84.5%		子どもの看護休暇(有給休暇)	60.3%		配偶者出産休暇(有給休暇)	56.9%		育児のための短時間勤務制度	69.0%		フレックス制勤務	25.9%		保育サービス利用料の援助	3.4%		従業員向け企業内託児所・保育所等	3.4%		男性の家事・育児参画促進制度	15.5%	<p>一般に事業所での柔軟な勤務形態の希望が特に高まる子育ての時期において、今回の調査結果からは市内の事業所では主に休業・休暇制度に力が入れていることが見受けられる。今後はより一層様々な取り組みが推進されるよう、事業所推進員研修会などでワーク・ライフ・バランスの重要性や制度について啓発していく。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
令和元年度	育児休業制度	84.5%																													
	子どもの看護休暇(有給休暇)	60.3%																													
	配偶者出産休暇(有給休暇)	56.9%																													
	育児のための短時間勤務制度	69.0%																													
	フレックス制勤務	25.9%																													
	保育サービス利用料の援助	3.4%																													
	従業員向け企業内託児所・保育所等	3.4%																													
	男性の家事・育児参画促進制度	15.5%																													

## 基本課題（10）就労の場における男女共同参画を推進する

多くの人が働きやすく、また働き続けられる環境となるよう、事業者、労働者双方に対して男女共同参画の啓発を行います。  
 特に、女性が働きやすく、また働き続けられる環境を実現するためには、出産・育児前後における支援が最も重要となります。  
 子育てをしながら仕事を続けたい、あるいは、しばらく子育てに専念してから元の仕事に復帰したい、その他子育てと仕事のバランスについて女性や家庭の希望が実現するよう、相談・支援を行います。  
 また、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントをはじめ、就労の場において多様化するハラスメント防止のための取り組みを推進します。  
 さらに、企業や市等が女性職員の管理職登用を積極的に図り、女性が働き続けられるよう支援していきます。

### 施策16 事業者、労働者への男女共同参画の啓発をする

計画項目	取り組みの概要	令和2年度			担当課 評価		
		実績	成果/課題	次年度 方向性			
① 再就職に向けての講座や研修会を実施する	a ひとり親家庭の状況に合わせて、関係機関が実施している就業につながる講座等の情報を提供し、母子・父子自立支援員を中心として就労相談等を行います。	≪講座開催状況の提供≫ 母子・父子自立支援員(1人)	母子・父子自立支援員を中心とした就労相談を実施した。敦賀公共職業安定所との連携を図り、情報提供を行った。	継	→	児童家庭課	B
② 求人に関する情報提供や再就職の相談、能力開発の支援を行う	a 福井県と協力し、若年層を対象とした職業適性診断、カウンセリング等の各種就職支援を実施します。	≪ミニジョブステーション敦賀運営事業費≫ ・若年層を対象とした職業適性診断 ・キャリアカウンセリング等の各種就職支援を実施	ミニジョブステーション利用者数は前年度から微増であったが、女性の利用者数は横ばいであったため、今後も継続して広報活動を行っていく。	継	→	商工貿易振興課	B
	b 大学生等就職説明会の開催等、地元企業の従業員を確保するための事業を実施します。	≪企業説明会開催事業≫ ・嶺南6市町及びハローワークで構成する実行委員会が主催する、大学卒業予定者等を対象とした企業説明会を開催し、地元企業の従業員を確保するための施策を実施 ・令和2年度は、オンラインでの企業説明会「ふくい嶺南WEB企業説明会」も令和2年5月に実施	令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため2部制で開催し、参加企業数は令和元年度の参加予定者数と比較して微減したものの、参加学生等はやや増加しており、企業・学生とも好評な意見を多数いただいた。ただし、オンラインでの説明会は参加者数が少なく、今後開催する場合は工夫、検討する必要がある。	継	→	商工貿易振興課	A

② 求人に関する情報提供や再就職の相談、能力開発の支援を行う	c	ひとり親家庭の状況に合わせて、関係機関が実施している就業につながる講座等の情報を提供し、母子・父子自立支援員を中心として就労相談等を行います。	≪相談等への対応≫ 母子・父子自立支援員(1人)	母子・父子自立支援員を中心とした就労相談を実施した。敦賀公共職業安定所との連携を図り、情報提供を行った。	継	→	児童家庭課	B
	d	高齢者の生きがいの充実、就業機会の増大を図るとともに、高齢者の能力を活かした地域社会づくりに寄与する敦賀市シルバー人材センターへの支援を実施します。	≪シルバー人材センター事業費補助金≫ ・高齢者の日常に密着した、就業機会の確保事業を実施	新型コロナウイルス感染症の影響により、人材派遣事業、請負事業ともに減少となったが、会員数は男女とも同割合で増加しているため、引き続き広報活動等により会員増に努めるとともに、高齢者の就業機会の確保を図る。	継	→	商工貿易振興課	B
③ 女性の就労・能力発揮のため支援をする	a	男女共同参画推進員(事業所推進員)を対象に研修会を開催し、女性の就労・能力発揮に係る啓発を行います。	≪男女共同参画推進事業≫ ・事業所推進員研修会 演 題 「福井県の労働とジェンダー」 講 師 仁愛大学人間学部コミュニケーション学科 准教授 織田 暁子 氏 日 時 令和3年3月8日(月)～3月19日(金) 方 法 講師管理YouTubeチャンネル 限定公開 視 聴 73回 内 容 福井県の労働、特に女性労働の特徴や県内における嶺北・嶺南の地域差などについて学んだ。	福井県のこれまでの就労状況や女性の就業を支える要因など地域特性や課題を学ぶことにより、女性が就労する上で事業所や家庭に求められていることについて考える機会を提供した。 女性が社会で活躍し続けるためには、事業所だけでなく家庭においても周囲の理解が必要なため、今後も継続して啓発していく必要がある。	継	→	市民協働課	B

施策17 多様なハラスメント防止の取り組みを推進する

計画項目	取り組みの概要	令和2年度		担当課	評価		
		実績	成果/課題				
① 相談窓口を開設し、防止を図る	a 男女共同参画に関する様々な相談に応じられる窓口の充実を図ります。 特に、就労の場における女性への様々なハラスメントへの相談内容に対応するため、各相談機関との連携を密にし、相談業務の強化を図ります。	<<相談事業>> ・相談員2名 ・相談日 毎週月～金曜日、第2・第4土曜日 8時30分～17時15分 第1・第3金曜日 8時30分～20時00分 相談総件数 125件(うちDV3件) ・関係機関との連携を実施 ・DV被害者やDV家族の子どもたちと直接関わる可能性のある現場職員、窓口担当職員への講座を実施 ・相談窓口の周知広報を実施 市内各施設にポスター、相談カードを設置 (ポスター民間36ヶ所、公共41ヶ所、病院3ヶ所) (相談カード公共4ヶ所、民間4ヶ所) ・成人式にて新成人への啓発チラシを配布 ・災害避難所における性暴力被害防止啓発ポスターの作成	相談窓口の周知を行うことにより、様々なハラスメントで悩む女性の心理的な支援につなげることができた。また就労等については各相談機関と連携を持つことにより、必要な機関につなげることができた。 災害時に備え、弱者が被害に遭うリスクが高まることを防止するため、女性や子どもに対する暴力などの予防に配慮した避難所の環境の整備の一環として、新たに性暴力被害防止啓発ポスターを作成し、関係機関へ配布した。	継	→	市民協働課	A
	b 市職員を対象に、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等に関する相談に応じる窓口を開設し、これらの防止を図ります。	<<相談苦情処理窓口>> ・職場におけるハラスメント全般の相談窓口を設置している。 ・利用実績なし	相談窓口の利用実績はないが、ハラスメントに関する正しい知識と具体的な対策等について、職員が共通の認識を持って職務に取り組めるよう、周知を行っていく必要がある。	継	→	総務課	B
	c 市立敦賀病院において、ハラスメントに関する相談窓口を設置するとともに、監視体制を整えることにより、風通しの良い職場づくりを実践します。	<<セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントのない職場づくり>> 相談窓口を設置し、必要に応じて相談に応じた。	セクハラやパワハラとしての相談窓口の利用実績はないが、職員相談窓口で仕事やワークライフバランスなどの相談に応じた。個人で悩みを抱えない環境づくりに繋がったと考える。	継	→	病院総務企画課	B

施策18 男女とも育児休業や介護休業をとりやすくする

計画項目	取り組みの概要	令和2年度				担当課	評価	
		実 績		成果/課題				
				次年度	方向性			
① 休業制度等の周知や先進地事例の紹介を通じて制度の活用を図る	a	男女共同参画推進員(事業所推進員)を対象に研修会を開催し、ワーク・ライフ・バランスをはじめとして、男女とも育児休業や介護休業をとりやすくするための啓発を行います。	<p>《男女共同参画推進事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所推進員研修会</li> <li>演 題 「福井県の労働とジェンダー」</li> <li>講 師 仁愛大学人間学部コミュニケーション学科 准教授 織田 暁子 氏</li> <li>日 時 令和3年3月8日(月)～3月19日(金)</li> <li>方 法 講師管理YouTubeチャンネル 限定公開</li> <li>視 聴 73回</li> <li>内 容 福井県の労働、特に女性労働の特徴や県内における嶺北・嶺南の地域差などについて学んだ。</li> </ul>	<p>M字カーブ※は、福井県内の主な市においては形が異なること、女性の就業率が低いことなど、研修会において敦賀市の現状を認識する機会を提供した。</p> <p>環境整備に対するさらなる取り組みが重要であり、男女とも育児休業や介護休業を取得することができるよう柔軟な制度の整備や職場環境の推進に効果的な研修を今後も検討していく。</p> <p>※M字カーブ…女性の労働力率は結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する特徴をグラフに反映するとM字カーブを描く。</p>	継	→	市民協働課	B
	b	市職員の出産・育児に係る休暇促進を図るため、休暇・休業制度の説明を記載した冊子の更新及び周知を行います。	<p>《子育て支援ハンドブック》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業制度や出産・育児に係る支援措置等をハンドブックとしてまとめ、庁内掲示板で周知しているが、会計年度任用職員制度の導入に合わせ、その内容の追加と更新を行った。また、取得率の低い特別休暇(出産補助休暇・育児参加休暇)について、休暇の内容や取得方法を別途、同掲示板で周知した。</li> </ul>	<p>会計年度任用職員の育児休業等は、採用1年経過後に取得可能となるため、成果は未測定である。</p> <p>今後も、取得率の低い休暇については、周知をして認知度を高めるとともに、対象職員が取得しやすい環境づくりを行っていく必要がある。</p>	継	→	総務課	B
	c	市立敦賀病院において、休業等の制度の周知や先進地事例の紹介を通じ、制度の活用を図ります。	<p>《育児休業、介護休業の両性による取得の促進》</p> <p>現行の制度において、利用しやすい環境づくりを行った。</p>	<p>必要な時期に必要な勤務形態や休暇を取得していると考ええる。</p>	継	→	病院総務企画課	B
② 育児・介護休業が取得しやすい職場の雰囲気をつくる	a	市職員の育児休業等取得者の代替として非常勤職員を採用するなど、業務遂行に支障が生じないよう努めます。	<p>《代替職員の補充》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業等の取得者が生じた場合は、正規職員の異動又は会計年度任用職員の採用により代替職員を補充し、その影響を抑えた。</li> </ul>	<p>代替職員の配置により、職員の負担軽減を図ることができた。</p> <p>会計年度任用職員のほかに任期付職員の採用を検討したい。</p>	継	→	総務課	B
	b	市立敦賀病院において、育児休暇等が取得しやすい職場の雰囲気づくりを目指します。	<p>《育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくり》</p> <p>現行の制度において、利用しやすい環境づくりを行った。</p>	<p>必要な時期に必要な勤務形態や休暇を取得していると考ええる。</p>	継	→	病院総務企画課	B

施策19 管理職への登用や意思決定に際して女性の参画機会を広げる

計画項目	取り組みの概要	令和2年度				担当課 評価			
		実 績		成果/課題					
				次年度	方向性				
① リーダーや管理職に就くための研修やキャリア・アップの機会を男女平等に与える	a 市職員の年齢、経験年数、役職等により必要とされる職務遂行能力を明確化し、その能力を向上させるため、体系的に研修を実施します。	≪新任係長研修等各種研修≫ ・市が企画する研修や派遣研修においては、男女平等に受講者を選抜している。 ・女性職員のキャリア形成を支援することを目的とした研修に職員を派遣した。		今後も、各階層ごとに実務能力の向上につながる研修を行い、性別にかかわらず仕事に意欲的に取り組み、能力を発揮することができる職場風土の醸成を行う必要がある。		継	→	総務課	B
② 人事考課制度を活用し、市における女性職員の管理職等への登用を積極的に行う	a 市職員の意欲増進、資質の向上及び組織の活性化を図るため、管理職へ昇格するための選抜試験を実施します。	≪管理職昇格試験制度≫ ・管理職、係長、主査昇格試験をそれぞれ実施した。		昇格試験や人事考課の結果を基に、人事異動において男女を問わず、客観的判断基準に基づき、昇格者を決定している。能力が公平に評価される試験制度により、女性の管理職比率は増加傾向にある。 一方で、昇格試験に挑戦しない職員の意欲醸成が課題となっている。		継	→	総務課	B
③ 女性が働き続けるための取り組みに対し支援する	a 男女共同参画推進員(事業所推進員)を対象に研修会を開催し、女性が働き続けるための取り組みに係るテーマを設定します。	≪男女共同参画推進事業≫ ・事業所推進員研修会 演 題 「福井県の労働とジェンダー」 講 師 仁愛大学人間学部コミュニケーション学科 准教授 織田 暁子 氏 日 時 令和3年3月8日(月)～3月19日(金) 方 法 講師管理YouTubeチャンネル 限定公開 視 聴 73回 内 容 福井県の労働、特に女性労働の特徴や県内における嶺北・嶺南の地域差などについて学んだ。		福井県の地域特性として3世代同居が多くまた3世代同居による祖父母のサポートが女性就労を支えていると言われるが、嶺南地域では3世代同居率が低く県内の地域によって女性労働や少子化のメカニズムは異なっていることを認識する機会を提供した。 親世代(特に祖母)からの育児サポート、家事支援を得ているケースが多いことや、親世代だけではなくパートナーとの役割分担を望む声が多く、女性就業を継続するにはどのような取り組みが必要であるかを考える場を今後も継続して提供していく。		継	→	市民協働課	B

## 基本課題（11）農林水産業や自営業などで男女共同参画を推進する

農林水産業は地域の持続的発展にとって重要な産業ですが、家庭や集落単位で営まれていることが多く、経営安定が課題となっています。

そこで、女性が対等なパートナーとして経営等に参画でき、また、女性が働きやすい作業環境の整備や就農支援など、男女共同参画の推進を図ります。

また、自営業などで女性が主体的に経営参画し、経済的地位の向上が図られるよう、学習や研鑽活動を充実させます。

### 施策20 女性の経営への参画機会を拡大する

計画項目	取り組みの概要	令和2年度			担当課 評価		
		実績	成果/課題	次年度			方向性
① 農業・漁業及び林業経営の方針決定過程へ女性の参画拡大を図る	a 新規就農をした方が円滑に就農するための就農環境整備や経営安定の支援を行います。	≪新規就農者育成支援事業≫ ・青年就農給付金受給終了後3年目の就農状況報告を受けた。(女性1名) ・新規雇用就農奨励金1年目の交付を行った。(女性1名)	青年就農給付金の給付期間終了後、3年間は半期ごとに就農状況報告を受けることになっており、現在の経営状況に応じて必要な助言等を行った。 新規雇用就農奨励金は半期ごとに交付することになっており、計275,000円を交付した。現地確認及び実績報告による就農状況の確認を行い、状況に応じて必要な助言等を行った。	継	→	農林水産振興課	B
② 女性の起業促進や経営者の学習・研鑽活動を充実する	a 女性経営者の自己研鑽、育成を支援します。	≪女性会事業補助金≫ ・女性経営者の自己研鑽、育成を支援 ・令和2年度は独自事業として気比の松原を活用した体験型観光プログラムである「波音ハンモック」を企画、実施	経営に携わる女性の視点から市のPR、地域の活性化につながる事業を企画、実施することで、経営者としての資質向上につながった。今後も本事業を通じて、安定した事業運営を続けるための知識やノウハウの習得に取り組んでいく。	継	→	商工貿易振興課	B

## 基本目標 4 男女共同参画の視点を取り入れた推進と進行管理の体制を構築する

---

市が行う様々な行政サービスは、男女共同参画に関係するものが多くあります。

本市では、男女共同参画室を中心に、あらゆる取り組みについて男女共同参画の視点を持ち、世代や生活形態などに応じてきめ細やかに実施されるよう、関係課との連携を強化します。

---

### 男女共同参画審議会 評価コメント

- 市民活動は女性の割合も高く、活動を通して女性が多くを学んでいる。よく気がつき行動力もある女性も多く、あらゆる分野でもっと女性を登用していただきたい。女性は素地を持っており、力をつけるよう育成していただきたい。
- 女性管理職を経験した者として、やってよかった、やりがいを感じた。役職が人を育てると言われ、女性はその喜びを知らずに一生を終えることがないよう、女性の登用をお願いしたい。
- 男女共同参画に関する研修会等の参加者が増えるよう工夫し、広く啓発することが重要である。組織、グループでは学ぶ機会もあるが、家庭や地域の中ではいかに学ぶ機会を作り出していくか、が重要である。
- 日本のジェンダー・ギャップ指数2021が世界120位（156か国中）と低いことからわかるように、より一層男女共同参画の意識を高める必要がある。
- 男女共同参画の推進にあたり、頭では大切だな、と思っけていても何を推進するか、どのような行動が望ましいか、よくわからない部分がある。具体的な行動指針、事例を示し、啓発をしていくとよい。

基本課題（12）世代や生活形態に応じたきめ細やかな広報と啓発を強化する

市の取り組みの中で、最も重要となるのが広報と啓発です。市民や企業等、あらゆる主体の自主性を引き出すきっかけ作りが求められます。

そこで、男女共同参画に関する講座や講演会等を充実させるとともに、男女共同参画情報紙を中心に広報活動を強化します。

施策21 講座や講演会等を充実する

計画項目	取り組みの概要	令和2年度		担当課	評価		
		実績	成果/課題				
① 地域・職場・家庭で男女共同参画を実践するための講座を開催する	市民や男女共同参画推進員等を対象に講座や研修会を開催し、男女共同参画推進のための啓発を充実します。	<p>《男女共同参画推進事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画推進講座(市民対象)</li> <li>演題 「11人に1人のLGBTQ ～多様な性ってどういうこと?～」</li> <li>講師 YouTuberかずえちゃん(藤原 和士)氏</li> <li>日時 令和3年3月13日(土)14時00分～15時30分</li> <li>場所 敦賀駅交流施設オルパーク2階</li> <li>参加者 21名</li> <li>内容 LGBTQの用語説明、講師の経験談より多様な性について学んだ。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域推進員研修会</li> <li>演題 「女性目線、ママ目線の防災 ～女性防災士からのワンポイントアドバイス～」</li> <li>講師 防災ママかきつばた 代表 高木 香津恵氏</li> <li>日時 令和3年2月9日(火)～3月26日(金)</li> <li>方法 敦賀市YouTubeチャンネル 一般公開</li> <li>視聴 209回</li> <li>内容 女性目線、ママ目線の視点から防災、備蓄品について学んだ。</li> </ul>	<p>市民対象講座では、性の多様性に関するテーマを取り上げた。</p> <p>地域推進員研修会では、敦賀市の公式チャンネルを用いた一般公開とすることで視聴数は209回となり、昨年までの地域推進員50名を対象とした研修と比較すると3倍を超える多くの市民へ啓発できたと考えられる。今後も研修方法として、オンライン研修を積極的に取り入れていく。</p> <p>市民や男女共同参画推進員等を対象に男女共同参画について様々なテーマにて啓発することができた。</p>	継	→	市民協働課	B
② 講座・講演会等開催時に一時保育を実施する	講座・講演会等に参加しやすいように、保育園における一時預かり等を実施します。	《保育サービスの提供》 公立保育所1ヶ所、私立保育所4ヶ所(うち2ヶ所新型コロナウイルスの影響により実績0人)、私立認定こども園2ヶ所	保育所に通っていない乳幼児を、保護者の就労または特別な理由(通院、リフレッシュなど)により、緊急、断続的に家庭で保育できないときに、一時預かり事業を継続して実施した。	継	→	児童家庭課	B

<p>③ 男女共同参画情報紙を発行する</p>	<p>男女共同参画推進情報紙「りぷる」を発行します。</p> <p>a</p>	<p>《男女共同参画推進事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報つるがに特集記事、啓発イベントについて掲載した。(男女共同参画推進情報紙「りぷる」から広報つるがに変更)</li> </ul> <p>7月号(令和2年6月9日発行 特集1頁) 特 集 「STAY HOME」から「ENJOY HOME」へ ～共家事、始めませんか～</p> <p>11月号(令和2年10月8日発行 特集1頁) 特 集 ひとりで悩まずご相談を 11/12～25は「女性に対する暴力をなくす運動」期間</p>	<p>男女共同参画月間の6月とDV防止運動期間の11月に情報の発信を行った。</p> <p>7月号では、「仕事+家事・育児・介護」の合計時間は妻が夫よりも51分長く、余暇活動は妻が夫よりも66分少ないデータを紹介し、家族みんなで協力して家事をしようという共家事について啓発した。</p> <p>11月号では、敦賀気比高校の生徒が制作したポスター作品の紹介など、DV・デートDVの予防・根絶を呼び掛けた。</p> <p>広報つるがは老若男女、誰もが閲覧するものなので、性別及び世代に関係なく見やすいレイアウト及び文字になるよう工夫し、ワーク・ライフ・バランス、共家事、DVなどの男女共同参画に関連する用語を用いて用語理解も進めていきたい。</p>	<p>継</p>	<p>→</p>	<p>市民協働課</p>	<p>B</p>
-------------------------	---	---	--	----------	----------	--------------	----------

## 基本課題（13）相談体制を充実する

男女の人権尊重や男女共同参画推進を阻害する行為については、防止・抑制していかなければなりません。

DVをはじめとするあらゆる暴力や多様なハラスメントなどについては、起こりうる被害を未然に防止するとともに、発生した場合の対処も必要になります。

本市では、性差に関する相談業務において、個々の状況に的確に対応した助言を行うとともに、関係機関との連携によって被害の拡大を食い止めるなどの取り組みを行います。

また、セクシュアル・マイノリティに対する相談業務にも取り組みを進めます。

### 施策22 性差に関する相談業務を充実する

計画項目	取り組みの概要	令和2年度				担当課	評価
		実績	成果/課題	次年度	方向性		
① 性による差別的取扱いに対する相談業務を充実する	a 男女共同参画に関する様々な相談に応じられる窓口の充実を図ります。 また、各相談機関との連携を密にし、相談業務の強化にあたります。	<<相談事業>> ・相談者又は関係機関からの情報により、二州健康福祉センターなどと連携して実施 ・DV被害者やDV家族の子どもたちと直接関わる可能性のある現場職員、窓口担当職員への講座を実施 ・関係機関への同行支援また関係機関からの依頼を受け同行支援を実施	関係機関と情報共有をすることで、きめ細やかな対応をすることができた。また、被害の拡大防止につながった。今後も関係機関と連携を取りながら、ケースによって適切な対応がとれるように情報収集に努めたい。	継	→	市民協働課	B
② DVに対する相談や通報体制を確立し被害者を支援・救済する	a 同上	同上	同上	継	→	市民協働課	B
③ セクシュアル・マイノリティに対する相談業務に取り組む	a 同上	同上	同上	継	→	市民協働課	B

## 基本課題（14）男女共同参画を推進する人材を育成する

男女共同参画社会を実現するための啓発・支援については、市の取り組みに加えて地域の多くの方から協力を得ることで充実します。  
男女共同参画の推進に寄与するNPO法人や市民活動団体、さらには男女共同参画推進団体等の活動を支援し、市全体で男女共同参画社会の実現をめざします。

### 施策23 推進団体や様々な分野で活躍する人材を育成する

計画項目	取り組みの概要	令和2年度		担当課	評価		
		実績	成果/課題				
① 男女共同参画推進団体等の活動を促進する	男女共同参画推進団体「つるが男女共同参画ネットワーク」の運営を支援します。 また、男女共同参画を推進する団体・グループへの情報提供や必要とする支援を実施します。	<<つるが男女共同参画ネットワークへの運営支援>> ・つるが男女共同参画ネットワーク主催の講座開催を支援した。 第1回「冬場の健康～風邪・インフルエンザの予防」 講師 敦賀市立看護大学 准教授 池原 弘展 氏 日時 令和2年12月5日(土) 13時30分～14時30分 場所 敦賀市立看護大学 参加者 27名  第2回 私たちはジェンダー平等をどこまで達成できたのか？ 講師 弁護士、前国連女性差別撤廃委員会委員長外 林 陽子 氏 方法 国立女性教育会館YouTubeチャンネル 一般公開 教材活用 日時 令和3年2月24日(水) 場所 松原公民館 参加者 10名  ・パソコン、ネット環境整備などをサポートすることにより、日本女性会議オンライン研修への参加、団体内でのオンライン勉強会を実現した。 ・10回理事会に参加し、情報共有を行った。 ・団体補助金を交付した。 ・情報提供を行った。	オンライン研修への参加など必要となる活動支援を行うことにより、コロナ禍においても継続した団体活動を実施することができた。 第4次つるが男女共同参画プランの特徴に関する情報提供を行い、次年度からの団体活動へも反映いただいた。 行政とは別の視点で男女共同参画を推進することは重要であり、自立した団体活動を継続できるよう適切な支援を実施する。	継	→	市民協働課	B
② 様々な分野で活躍する人材を育成し、男女共同参画の実践を進める	市民活動団体で活動している方や市民に対し、男女共同参画の視点で活動していただけるよう働きかけを行います。	<<市民活動団体等への働きかけ>> ・市民活動推進研修会を開催し、団体や市民の交流の促進・活性化を図った。 題目 てつがくカフェ～『まちづくり』ってなに？～ 日時 令和3年3月19日(金)19時00分～21時00分 参加者 15名 内容 『『まちづくり』ってなに？』をテーマにした哲学カフェの開催。	性別、年齢、経歴等にとらわれることなく参加者が自由に意見を述べ、共通のテーマについて追求する哲学カフェを開催し、多様な意見が肯定的に交流できる場を設けることができた。 敦賀市に登録されている市民活動団体のおよそ半数の代表が女性となっており、市民活動の分野においては女性の活躍が進んでいると考えられる。	継	→	市民協働課	B

## 基本課題（15）政策決定・推進の場で男女共同参画を進める

本市における男女共同参画推進のためには、市が自ら率先しなければなりません。

そこで、市政のあらゆる場面において男女共同参画を積極的に進めます。

特に、市民との協働や、審議会など市民参加による政策決定の場での女性の登用、また市の人員配置における女性管理職の積極的登用などを推進します。

### 施策24 市民参加と協働によるまちづくりを推進する

計画項目	取り組みの概要	令和2年度		担当課 評価			
		実績	成果/課題			次年度	方向性
① NPO法人やボランティア等、市民活動団体設立・運営やイベント等の開催を支援する	a 市民活動団体等への情報提供や必要とする支援を実施します。	≪市民協働・NPO等活動推進事業≫ ・市内で活動する市民活動団体等への情報提供や広報等を実施した。	市民活動団体等による催しなどについて、市ホームページ、行政チャンネル及び広報つるがへの掲載を行い、市民活動団体等の活動を広く市民に周知できた。 計画期間中継続的に情報提供、広報等を行った。今後も、引き続き同事業を実施する予定である。	継	→	市民協働課	B
② 市職員が地域での活動を積極的に実践し、市民協働の意識高揚を図る	a 市民協働のまちづくりを推進するため、職員対象の研修会を開催します。	≪市民協働・NPO等活動推進事業≫ ・市民活動推進研修会を開催し、団体や市民の交流の促進・活性化を図った。 題目 てつがくカフェ～『まちづくり』ってなに？～ 日時 令和3年3月19日(金)19時00分～21時00分 参加者 15名 内容 『『まちづくり』ってなに？』をテーマにした哲学カフェの開催。	性別、年齢、経歴等にとらわれることなく参加者が自由に意見を述べ、共通のテーマについて追求する哲学カフェを開催し、多様な意見が肯定的に交流できる場を設けることができた。研修会は市職員も対象としており、職業の垣根を超えて、協働することへの推進の一助となったと考えられる。 計画期間中、研修会について様々な内容を検討し開催したが、参加者同士の交流を求める意見が少なくなく、今回開催した内容については反響が高かった。第2回、第3回の開催を求める参加者も多かったため、次回以降それらの意見を踏まえた内容で開催をしたい。	継	→	市民協働課	B
	b 市民協働の意識高揚を図るため、職員へ地域活動への参加を呼びかけます。	≪職員への地域活動参加の呼びかけ≫ ・職員アンケート、庁内掲示板等を通して、地区の行事等、地域活動への参加状況を把握するとともに、積極的に参加するよう呼びかけを行った。	呼びかけにより、地域活動への参加者が増えているかどうかを把握できておらず、評価ができない。	継	→	総務課	B

③ 市長への提案メールや審議会への市民公募など、市民の幅広い市政参画を促進する	a	<p>各種審議会や委員会での市民公募を積極的に実施するため、庁内関係部署へ協力を促します。</p>	<p>《性別や年齢に関係なく、市政に参画できるよう働きかけ》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種審議会や委員会に女性の登用状況調査を行った。</li> <li>・審議会女性の割合26.3%、委員会女性の割合18.5%</li> <li>・庁議において働きかけを行った。</li> </ul>	<p>平成28年度の審議会女性の割合23.8%より改善は見られるが、第3次つるが男女共同参画プランの目標数値指針である30%をまだ達成できていない。女性登用率30%未満の原因を調査した結果に基づき、選出方法の見直しや男女の構成比への配慮を含めた団体などへの依頼、又は依頼先の変更などにより、達成できるよう今後も継続して推進する必要がある。</p>	継	→	市民協働課	B
	b	<p>敦賀市政について、広く市民からの提案をいただきます。</p>	<p>《市長への提案メール、アクセス21事業、市民とのざぶとん会など》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敦賀市政について、市民からの提案や意見を募集 提案メール 192通、アクセス21 176通</li> <li>・提案メールを基に市民からいただいた提案に対して、FMラジオを使って回答 ラジオ市長室 15回放送</li> <li>・市民を対象にまちづくりに関する意見交換を行うざぶとん会については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、中止</li> </ul>	<p>提案メールや意見箱、市HPなどを通じて、市民から広く意見や提案をいただいた。 意見や提案について、市HP、庁舎掲示及びFMラジオなどを通じて、回答した。 市民とのざぶとん会については、感染拡大防止の観点から中止となったが、新規広聴事業として、「ラジオ市長室」を実施した。</p>	継	→	秘書広報課	B

施策25 政策決定・推進の場で女性の活躍を推進する

計画項目	取り組みの概要	令和2年度				担当課	評価
		実績	成果/課題	次年度	方向性		
① 各種審議会や委員会での女性の登用率向上を図る	a 各種審議会や委員会での女性の積極的登用を図るため、庁議において各部局長へ協力を促すとともに、庁内推進体制(敦賀市男女共同参画推進会議)を構築して積極的に推進します。	≪各種審議会や委員会での女性の積極的登用の働きかけ≫ ・各種審議会や委員会に女性の登用状況調査を行った。 ・審議会女性の割合26.3%、委員会女性の割合18.5% ・庁議において働きかけを行った。 ・敦賀市男女共同参画推進会議は文書での報告とした。	平成28年度の審議会女性の割合23.8%より改善は見られるが、第3次つるが男女共同参画プランの目標数値指針である30%をまだ達成できていない。女性登用率30%未満の原因を調査した結果に基づき、選出方法の見直しや男女の構成比への配慮を含めた団体などへの依頼、又は依頼先の変更などにより、達成できるよう今後も継続して推進する必要がある。	継	→	市民協働課	B
② 人事考課制度の活用により女性職員を管理職等へ積極的に登用する	a 職員の意欲増進、資質の向上及び組織の活性化を図るため、管理職へ昇格するための選抜試験を実施します。	≪管理職昇格試験制度≫ ・管理職、係長、主査昇格試験をそれぞれ実施した。	昇格試験や人事考課の結果を基に、人事異動において男女を問わず、客観的判断基準に基づき、昇格者を決定している。能力が公平に評価される試験制度により、女性の管理職比率は増加傾向にある。 一方で、昇格試験に挑戦しない職員の意欲醸成が課題となっている。	継	→	総務課	B

## 基本課題（16）庁内推進体制を充実する

市の様々な取り組みは、男女共同参画を推進するうえでも重要なものです。

そこで、市のすべての取り組みについて、男女共同参画の視点を取り入れるよう、所管する市民協働課男女共同参画室を中心として全庁的な推進体制を構築します。

特に、関係事業の実施状況について男女共同参画室が把握・評価し、指導していきます。

### 施策26 男女共同参画の推進拠点を充実する

計画項目	取り組みの概要	令和2年度		担当課	評価		
		実績	成果/課題				
① 男女共同参画推進団体等の活動を促進する	男女共同参画推進団体である「つるが男女共同参画ネットワーク」の運営を支援します。また、男女共同参画を推進する団体・グループへの情報提供や必要とする支援を実施します。	<p>《つるが男女共同参画ネットワークへの運営支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>つるが男女共同参画ネットワーク主催の講座開催を支援した。</li> <li>第1回「冬場の健康～風邪・インフルエンザの予防」 講師 敦賀市立看護大学 准教授 池原 弘展 氏 日時 令和2年12月5日(土) 13時30分～14時30分 場所 敦賀市立看護大学 参加者 27名</li> <li>第2回 私たちはジェンダー平等をどこまで達成できたのか？ 講師 弁護士、前国連女性差別撤廃委員会委員長外 林 陽子 氏 方法 国立女性教育会館YouTubeチャンネル 一般公開 教材活用 日時 令和3年2月24日(水) 場所 松原公民館 参加者 10名</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>パソコン、ネット環境整備などをサポートすることにより、日本女性会議オンライン研修への参加、団体内でのオンライン勉強会を実現した。</li> <li>10回理事会に参加し、情報共有を行った。</li> <li>団体補助金を交付した。</li> <li>情報提供を行った。</li> </ul>	<p>オンライン研修への参加など必要となる活動支援を行うことにより、コロナ禍においても継続した団体活動を実施することができた。</p> <p>第4次つるが男女共同参画プランの特徴に関する情報提供を行い、次年度からの団体活動へも反映いただいた。</p> <p>行政とは別の視点で男女共同参画を推進することは重要であり、自立した団体活動を継続できるよう適切な支援を実施する。</p>	継	→	市民協働課	B
② 男女共同参画室を中心に全庁的な推進体制を構築する	全庁的な男女共同参画の推進体制を構築するため、敦賀市男女共同参画推進会議において、働きかけを強化します。	<p>《敦賀市男女共同参画推進会議における働きかけ》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>敦賀市男女共同参画推進会議は文書での報告とした。</li> </ul>	<p>男女共同参画推進には他部署の理解と協力が必要なため、働きかけを継続して行う必要がある。庁議や庁内電子掲示板における女性委員の積極的な登用を呼び掛けるなど、他部署と横断的に男女共同参画を推進していくために効果的な方法で働きかけを行う必要がある。</p>	継	→	市民協働課	B

施策27 各部署の事業で参画を進める

計画項目	取り組みの概要	令和2年度				担当課 評価		
		実 績		成果/課題				
				次年度	方向性			
① あらゆる広報・出版物等で男女の人権をふまえた表現に配慮する	a	男女共同参画情報紙やホームページ等に掲載する場合、男女の人権を踏まえた表現に配慮します。	≪男女共同参画推進事業≫ ・広報紙や情報誌のホームページ記載事項に配慮した。	男女共同参画の視点を持ち、記載内容が男女及び幅広い世代の方に見やすく、不快ではない表現やイラストになるように今後も工夫していきたい。 人権を取り巻く社会情勢は変化していくので、人権を踏まえた表現に配慮できるよう男女共同参画に関する情報収集に今度も努める。	継	→	市民協働課	B
	b	ホームページ及びSNSにおいて情報発信する際には、利用者の年齢や性別、障がいの有無にかかわらず誰もが利用できるよう配慮します。また、基本的人権やプライバシー権等に十分留意することを職員向けの研修で指導します。	≪市ホームページ及びSNSでの表現等≫ ・ホームページ研修等において、アクセシビリティについて指導 ・SNSでの情報発信の充実 ・音声読み上げソフトの更新	ホームページ及びSNSにおいて情報発信する際には、利用者の年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、誰もが利用できるよう配慮すること、基本的人権やプライバシー権等に十分留意するよう指導した。 音声読み上げソフトは機械的に読み上げるため、人の手で随時更新していく必要がある。	継	→	情報管理課	B
	c	広報紙や行政チャンネルの中で、男女の人権を踏まえた表現になるよう文章や映像編集、イラスト使用等に配慮します。	≪広報紙発行、CATV行政チャンネル制作委託事業≫ 広報紙及び行政チャンネルの中で、男女が平等に表現されるようにイラスト使用や映像編集を心掛けた。	広報紙や行政チャンネルの内容が、老若男女に配慮したものとなった。	継	→	秘書広報課	B
② 男女共同参画社会の実現に向けて、市行政の取り組み状況を把握・評価する	a	敦賀市男女共同参画推進条例第16条に基づき、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、公表します。	≪つるが男女共同参画プラン 施策実施報告書≫ ・各課の施策実施状況を把握し、公表を行った。 報告書には審議会委員からの評価コメント欄を設けた。 ・庁内電子掲示板に令和元年度報告書を掲載した。	庁内電子掲示板に掲載することで、各課が庁内全体の取組状況を把握することができた。また、男女共同参画の意識啓発につながった。今後は公表の時期を早め、次年度の施策へ反映できるようにしていく。	継	→	市民協働課	B

<p>③ 男女共同参画の視点での事業を実施するため、職員の研修を行うなど意識の高揚を図る</p>	<p>a</p> <p>DV被害者の早期発見とその支援を図るため、病院や保育現場をはじめとする、DV被害者と関わる職員又は関わる可能性のある職員を対象に研修を行います。</p>	<p>《男女共同参画推進事業》</p> <p>・DV防止講座</p> <p>演題 「DV被害者の自立促進のために ～支援者に求められることは～」</p> <p>講師 社会福祉法人 聖徳園 総合施設長 渡邊 一幸 氏</p> <p>日時 令和2年11月5日(木)13時30分～15時00分</p> <p>場所 敦賀市総合福祉センターあいあいプラザ2階 ふれあいホール</p> <p>参加者 34名 (1)敦賀市職員(住民基本台帳事務における支援対象者) (2)敦賀市公私立保育園及び幼稚園園長</p> <p>内容 DV被害のため避難を余儀なくされる母子の現状を知り理解を深め、必要な支援について学んだ。</p> <p>・DV被害者支援専門研修会 被害者と関わる機会がある職員及び公私立保育園及び幼稚園園長を対象としたワークショップ形式の研修を予定したが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため講座開催を中止した。</p>	<p>DV被害者と関わる機会がある職員などを対象に繰り返し研修を行い、DV被害の実情を広く知ることにより、DV被害者への理解を深め、DV被害者の早期発見につなげることができた。また参加者の意識向上につなげることができた。</p>	<p>継</p>	<p>→</p>	<p>市民協働課</p>	<p>B</p>
<p>b</p>	<p>相談業務関係窓口担当者連絡会を開催し、各相談機関との連携を密にし、相談業務の強化にあたります。</p>	<p>《相談業務関係窓口担当者連絡会》を 《住民基本台帳事務における支援担当者を対象としたDV防止にかかる連絡会》に変更</p> <p>【対象課】 総務課、税務課、債権管理課、情報管理課、生活安全課、市民課、地域福祉課、健康推進課、児童家庭課、国保年金課、長寿健康課、住宅政策課、経営企画課、学校教育課</p>	<p>既存の関係課だけにとらわれず、関係機関を呼び掛けて、被害の早期発見・防止について学び、相談業務の強化を図った。 関係機関は内容によって変更になるため、既存の相談業務関係窓口担当者連絡会の関係課だけにとらわれず、今後も柔軟に関係課を呼び掛けを行う。</p>	<p>継</p>	<p>→</p>	<p>市民協働課</p>	<p>B</p>